

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明
- 日程第 4 報告第 1 号 遠軽町一般会計継続費について
- 日程第 5 報告第 2 号 平成30年度遠軽町健全化判断比率について
- 日程第 6 報告第 3 号 平成30年度遠軽町資金不足比率について
- 日程第 7 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 8 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 9 同意第 1 号 教育委員会委員の任命について
- 日程第10 同意第 2 号 公平委員会委員の選任について
- 日程第11 議案第 1 号 表彰について
- 日程第12 議案第 2 号 遠軽町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第13 議案第 3 号 遠軽町芸術文化交流プラザ条例の制定について
- 日程第14 議案第 4 号 使用料等の見直しに伴う関係条例の整備について
- 日程第15 議案第 5 号 遠軽町印鑑条例等の一部改正について
- 日程第16 議案第 6 号 遠軽町職員の分限の方法及び効果に関する条例及び遠軽町
一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第 7 号 遠軽町手数料条例の一部改正について
- 日程第18 議案第 8 号 遠軽町保育所条例及び遠軽町へき地保育所条例の一部改正
について
- 日程第19 議案第12号 遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第20 議案第 9 号 遠軽町水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第21 議案第10号 遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部
改正について
- 日程第22 議案第11号 遠軽町公共下水道条例の一部改正について
- 日程第23 議案第13号 遠軽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定
める条例の一部改正について
- 日程第24 議案第14号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第25 議案第15号 平成30年度遠軽町水道事業会計未処分利益剰余金の処分
について
- 日程第26 議案第16号 平成30年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金の処
分について
- 日程第27 議案第17号 令和元年度遠軽町一般会計補正予算（第5号）

- 日程第 2 8 議案第 1 8 号 令和元年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 9 議案第 1 9 号 令和元年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 0 認定第 1 号 平成 3 0 年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 1 認定第 2 号 平成 3 0 年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 2 認定第 3 号 平成 3 0 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 3 認定第 4 号 平成 3 0 年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 4 認定第 5 号 平成 3 0 年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 5 認定第 6 号 平成 3 0 年度遠軽町水道事業会計決算認定について
- 日程第 3 6 認定第 7 号 平成 3 0 年度遠軽町下水道事業会計決算認定について
- 日程第 3 7 一般質問
- 日程第 3 8 議案第 2 0 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 3 9 議案第 2 1 号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第 4 0 請願第 1 号 看護師の全国を適用地域とした最低賃金の新設を求める請願
（付託案件） 願
（民生常任委員会審査報告、令和元年第 5 回臨時会付託）
- 日程第 4 1 請願第 2 号 介護従事者の全国を適用地域とした最低賃金の新設を求める請願
（付託案件） る請願
（民生常任委員会審査報告、令和元年第 5 回臨時会付託）
- 日程第 4 2 認定第 1 号 平成 3 0 年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について
（付託案件） （決算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 4 3 認定第 2 号 平成 3 0 年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
（付託案件） 定について
（決算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 4 4 認定第 3 号 平成 3 0 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
（付託案件） 認定について
（決算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 4 5 認定第 4 号 平成 3 0 年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
（付託案件） ついて
（決算審査特別委員会審査報告、会期中審査）
- 日程第 4 6 認定第 5 号 平成 3 0 年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
（付託案件） 算認定について

- (決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 4 7 認定第 6 号 平成 3 0 年度遠軽町水道事業会計決算認定について
(付託案件) (決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 4 8 認定第 7 号 平成 3 0 年度遠軽町下水道事業会計決算認定について
(付託案件) (決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第 4 9 意見案第 1 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を
求める意見書
- 日程第 5 0 意見案第 2 号 高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書
- 日程第 5 1 常任委員会所管事務調査報告書
- 日程第 5 2 常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査通知書

令和元年第6回

遠軽町議会定例会会議録（第1号）

令和元年9月24日（火）午前10時00分開会

◎本日の会議に付議した事件

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 町長の行政報告及び提出案件要旨説明 |
| 日程第 4 | 報告第 1号 | 遠軽町一般会計継続費について |
| 日程第 5 | 報告第 2号 | 平成30年度遠軽町健全化判断比率について |
| 日程第 6 | 報告第 3号 | 平成30年度遠軽町資金不足比率について |
| 日程第 7 | 承認第 1号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 8 | 諮問第 1号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第 9 | 同意第 1号 | 教育委員会委員の任命について |
| 日程第10 | 同意第 2号 | 公平委員会委員の選任について |
| 日程第11 | 議案第 1号 | 表彰について |
| 日程第12 | 議案第 2号 | 遠軽町森林環境譲与税基金条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第 3号 | 遠軽町芸術文化交流プラザ条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第 4号 | 使用料等の見直しに伴う関係条例の整備について |
| 日程第15 | 議案第 5号 | 遠軽町印鑑条例等の一部改正について |
| 日程第16 | 議案第 6号 | 遠軽町職員の分限の手續及び効果に関する条例及び遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第17 | 議案第 7号 | 遠軽町手数料条例の一部改正について |
| 日程第18 | 議案第 8号 | 遠軽町保育所条例及び遠軽町へき地保育所条例の一部改正について |
| 日程第19 | 議案第12号 | 遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第20 | 議案第 9号 | 遠軽町水道事業給水条例の一部改正について |
| 日程第21 | 議案第10号 | 遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正について |
| 日程第22 | 議案第11号 | 遠軽町公共下水道条例の一部改正について |

《令和元年9月24日》

- 日程第 2 3 議案第 1 3 号 遠軽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 2 4 議案第 1 4 号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第 2 5 議案第 1 5 号 平成 3 0 年度遠軽町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第 2 6 議案第 1 6 号 平成 3 0 年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第 2 7 議案第 1 7 号 令和元年度遠軽町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 2 8 議案第 1 8 号 令和元年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 9 議案第 1 9 号 令和元年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 0 認定第 1 号 平成 3 0 年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 1 認定第 2 号 平成 3 0 年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 2 認定第 3 号 平成 3 0 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 3 認定第 4 号 平成 3 0 年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 4 認定第 5 号 平成 3 0 年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 5 認定第 6 号 平成 3 0 年度遠軽町水道事業会計決算認定について
- 日程第 3 6 認定第 7 号 平成 3 0 年度遠軽町下水道事業会計決算認定について

◎出席議員（16名）

議長	1 6 番	前 田 篤 秀 君	1 5 番	今 村 則 康 君
	1 番	高 橋 義 詔 君	2 番	稲 場 仁 子 君
	3 番	佐 藤 登 君	4 番	秋 元 直 樹 君
	5 番	一 宮 龍 彦 君	6 番	竹 中 裕 志 君
	7 番	渡 部 正 騎 君	8 番	山 谷 敬 二 君
	9 番	阿 部 君 枝 君	1 0 番	前 島 英 樹 君
	1 1 番	佐 藤 昇 君	1 2 番	山 本 悟 君
	1 3 番	黒 坂 貴 行 君	1 4 番	岩 澤 武 征 君

◎欠席議員（0名）

◎列席者

《令和元年 9 月 2 4 日》

町 長 佐々木 修 一 君 教 育 長 河 原 英 男 君

◎説明員

副 町 長	厂 原 收 君	総 務 部 長	加 藤 俊 之 君
民 生 部 長	舟 木 淳 次 君	経 済 部 長	澤 口 浩 幸 君
経 済 部 技 監	内 野 清 一 君	総 務 課 長	鈴 木 浩 君
情 報 管 財 課 長	古 賀 伸 次 君	企 画 課 長	佐 藤 祐 治 君
財 政 課 長	堀 嶋 英 俊 君	危 機 対 策 室 参 事	山 地 茂 樹 君
地 域 拠 点 施 設 準 備 室 参 事	今 井 昌 幸 君	保 健 福 祉 課 長	平 間 敏 春 君
住 民 生 活 課 長	高 橋 静 江 君	税 務 課 長	荒 井 正 教 君
子 育 て 支 援 課 長	河 本 伸 二 君	農 政 林 務 課 長	広 瀬 淳 次 君
農 政 林 務 課 参 事	加 藤 政 勝 君	商 工 観 光 課 長	小 椋 将 秀 君
建 設 課 長	井 上 隆 広 君	水 道 課 長	大 川 寿 雄 君
生 田 原 総 合 支 所 長	門 脇 和 仁 君	生 田 原 総 合 支 所 産 業 課 長	大 辻 祐 一 君
丸 瀬 布 総 合 支 所 長	会 津 靖 朗 君	丸 瀬 布 総 合 支 所 産 業 課 長	伊 藤 雅 彦 君
白 滝 総 合 支 所 長	鴻 上 栄 治 君	白 滝 総 合 支 所 産 業 課 長	大 野 数 彦 君
会 計 管 理 者	伯 谷 和 昭 君	教 育 部 長	大 貫 雅 英 君
総 務 課 長	村 上 裕 和 君	社 会 教 育 課 長	小 野 寺 正 彦 君
監 査 委 員 事 務 局 長	奥 山 隆 男 君	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	奥 山 隆 男 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	広 瀬 淳 次 君		

◎議会事務局職員出席者

事 務 局 長	菊 地 隆 君	事 務 局 係 長	小 玉 美 紀 子 君
事 務 局 主 幹	岩 井 誠 志 君		

◎開会宣告

○議長（前田篤秀君） 本日をもって招集されました令和元年第6回遠軽町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） 直ちに、本日の会議を開きます。

◎諸般報告

○議長（前田篤秀君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をします。

○議会事務局長（菊地 隆君） 御報告いたします。

ただいまの出席議員は、16人であります。本日の列席者は、佐々木町長、河原教育長であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、監査委員の令和元年度分例月出納検査の結果、議長の執務、閉会中における各委員会等の活動状況につきましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、説明員につきましては、案件により、参事、主幹及び総合支所の課長等が入ることもありますので、御了承願います。

次に、本定例会の日程は、第37までとなっております。

また、追加議案等が予定されておりますので、あらかじめ御連絡を申し上げておきます。

以上で、報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、秋元議員、今村議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（前田篤秀君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

高橋議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（高橋義詔君） ー登壇ー

御報告いたします。

本日をもって招集されました令和元年第6回遠軽町議会定例会の会期につきましては、

9月19日午後2時より議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日から9月30日までの7日間と決定いたしました。

なお、9月26日及び27日は決算審査のため、9月28日及び29日は休日のため、休会といたします。

また、追加議案、意見書等につきましては、それぞれ調整の上、9月26日午後5時までに議長へ提出されるようお願いいたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から9月30日までの7日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月30日までの7日間と決定しました。

◎日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明

○議長（前田篤秀君） 日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

令和元年第6回遠軽町議会定例会の開会に当たり、議員の皆様には、大変お忙しい中御参集いただき、厚くお礼を申し上げます。

初めに、令和元年第4回遠軽町議会定例会以降における行政について、御報告いたします。

まず、JR問題の主な動きについてであります。JR北海道への緊急的かつ臨時的な支援に対する地元負担のあり方については、定時性や利便性、快適性などの利用促進に資する投資的経費に係る支援として、今年度から2カ年で道と市町村が財政支援を行うことで合意形成が図られ、今年度は、道と市町村合わせて2億円の支援となったところであります。

なお、本町の支援額につきましては、補正予算に計上したところであります。

次に、8月上旬の大雨への対応についてであります。上武利地区において法面崩壊の被害があり、立木の除去、大型土のうにより応急対策を実施し、現在、復旧に向け対応しているところであります。

なお、これらに要する経費の一部につきましては、専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めるものであります。

次に、防災関係についてであります。昨年9月の北海道胆振東部地震の影響による大規模停電により長時間の停電が発生したことから、各学校や福祉避難所等に停電時の対応備品を整備したほか、飲料水を確保するための発電機や庁舎等に自家発電設備を整備して

《令和元年9月24日》

いるところであり、また、10月6日には大規模水害を想定した総合防災訓練を予定しているところでもあります。今後も関係機関と連携し、住民の安全確保に努めるとともに、自助・共助による地域のつながりの確認、住民の防災意識の高揚を図り、災害に強いまちづくりを進めてまいります。

次に、株式会社フォーレストパークについてであります。本年3月31日の解散を決定したことに伴い、清算事務を進めてきたところ、6月30日をもって清算事務が終了し、同日の臨時株主総会において清算結了が承認可決され、7月2日に清算結了登記が完了したところです。

これまで御支援をいただきました関係団体及び関係者の皆様に、感謝とお礼を申し上げます。

次に、8月20日からのパラグアイ及びブラジルへの訪問についてであります。ことしは北海道人のパラグアイ移住80周年及びブラジル移住100周年の記念の年となることから、北海道代表団の一員として道内関係自治体の首長とともに、記念式典・祝賀会等に参加してきました。

また、そのほかにもイグアス居住地視察、アルトパラナ北海道人会創立55周年記念式典、サンパウロ総領事との懇談、若手日系人、経済人との懇談、サンパウロ州政府・議会への表敬訪問、日系団体との交流や開拓先没者慰霊碑参拝など、さまざまな公式行事に出席してきたところでもあります。

次に、商工観光関係についてであります。町内の各地域では、遠軽がんばろう夏まつり、いくたはらヤマベまつり、大雪山トレイルジャーニー、まるせつ観光まつり、アンジクんのふるさとまつり、コスモス開花宣言花火大会、太陽の丘コスモスフェスタ等が開催され、各イベントとも工夫を凝らしたプログラムなどでにぎわっておりました。

特に、災害等により2年ぶりの開催となった、太陽の丘コスモスフェスタにつきましては、会場となった虹のひろばのコスモスが、ここ数年で最良の見ごろを迎えたこともあり、当日は約1万人の皆様にご満開のコスモスを観賞していただきました。

各イベントを主催していただきました各実行委員会を初め、御協力をいただきました関係者の皆様に、深く感謝を申し上げます。

次に、要望関係についてであります。6月24日及び25日に遠軽地区総合開発期成会において、遠軽地区3町の懸案事項について、7月3日には高規格幹線道路旭川・紋別自動車道早期建設促進期成会として、旭川・紋別自動車道の整備促進について、7月31日及び8月1日には遠軽北見道路整備促進期成会において、遠軽北見道路の整備促進について、8月2日にはオホーツク圏活性化期成会において、管内の懸案事項について、関係省庁及び国会議員に対し要望を行ってまいりました。

また、8月22日には北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会において、北海道の自衛隊の体制強化及び地域コミュニティとの連携について、防衛省、国会議員及び関係機関に対し要望を行ってまいりました。

《令和元年9月24日》

次に、スポーツ合宿誘致についてであります。ことしも横浜隼人高等学校硬式野球部や八戸学院大学ラグビー部などが合宿を行い、8月末までの合宿数は9競技46団体で、約1,400人となりました。

合宿による宿泊人数は延べ4,500人となり、地域の活性化はもとより、地域経済への波及効果も大きく、またスポーツの普及や、技術の向上にもつながったと考えております。今後も合宿団体との交流を通して、スポーツの普及や子どもたちのスポーツ力向上など、地域の活性化に向けて取り組んでまいります。

次に、昨年は、北海道胆振東部地震により中止になりました国内最大の自転車ロードレース「ツール・ド・北海道2019」が、9月6日から8日までの3日間、道北・道東地域を舞台に開催されました。

当町におきましては、9月8日に北見市をスタートした20チーム100人の選手が金華峠を越え、町内4地域を通過し、北見峠を経て、当麻町へゴールする第3ステージが行われました。また、ちゃちゃワールドと丸瀬布総合支所からスタートする市民レースがあわせて開催され、私がスタートを務めたところであります。

この大会に当たりまして、遠軽サイクリング協会を初め、コースの整理員として御協力をいただきました多くのボランティアの皆様へ、深く感謝を申し上げます。

次に、本議会に提出いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

報告第1号遠軽町一般会計継続費については、遠軽町一般会計予算の継続費に係る継続年度が終了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、継続費精算報告書を調製し、議会に報告するものです。

報告第2号平成30年度遠軽町健全化判断比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成30年度決算に基づき、監査委員の意見をつけて議会に報告するものです。

報告第3号平成30年度遠軽町資金不足比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成30年度決算に基づき、監査委員の意見をつけて議会に報告するものです。

承認第1号専決処分の承認を求めることについては、大雨による災害により、緊急に補正予算の必要が生じたため、令和元年度遠軽町一般会計補正予算（第4号）を専決処分いたしましたので、議会の承認を求めるものです。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、現委員であります青野賢二氏が、令和元年12月31日をもって任期満了となりますので、引き続き推薦いたしたく、議会の意見を求めるものです。

同意第1号教育委員会委員の任命については、現委員であります大西憲治氏が、令和元年11月8日をもって任期満了となりますので、引き続き任命いたしたく、議会の同意を求めるものです。

同意第2号公平委員会委員の選任については、現委員であります菊地健文氏が、令和元

《令和元年9月24日》

年11月8日をもって任期満了となりますので、引き続き選任いたしたく、議会の同意を求めます。

議案第1号表彰については、遠軽町表彰条例に該当いたします対象者の表彰について、議会の議決を求めます。

議案第2号遠軽町森林環境譲与税基金条例の制定については、遠軽町森林環境譲与税基金条例を設置するため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、本条例を定めるものです。

議案第3号遠軽町芸術文化交流プラザ条例の制定については、遠軽町芸術文化交流プラザを設置するため、本条例を定めるものです。

議案第4号使用料等の見直しに伴う関係条例の整備については、使用料等の見直しに伴い、関係条例の規定を整備するため、本条例を定めるものです。

議案第5号遠軽町印鑑条例等の一部改正については、住民基本台帳法施行令等の一部改正及び印鑑登録証明事務に係る通知に鑑み、印鑑登録証明書への旧氏の記載に関する事項等を規定するほか、所要の規定を整備するため、本条例を定めるものです。

議案第6号遠軽町職員の分限のしるし及び効果に関する条例及び遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、地方公務員法の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため、本条例を定めるものです。

議案第7号遠軽町手数料条例の一部改正については、工業標準化法の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため、本条例を定めるものです。

議案第8号遠軽町保育所条例及び遠軽町へき地保育所条例の一部改正については、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化による子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、本町の幼児教育・保育施策の一体的な見直しを行うため、本条例を定めるものです。

議案第9号遠軽町水道事業給水条例の一部改正については、水道法等の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者の指定の更新に係る手数料を規定するほか、所要の規定を整備するため、本条例を定めるものです。

議案第10号遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正については、制限措置の対象となる行政サービス等を受ける際に納付の確認を行う町税等に、遠軽町保育所の給食費を追加するため、本条例を定めるものです。

議案第11号遠軽町公共下水道条例の一部改正については、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に鑑み、排水設備工事指定業者の指定基準等を改正するため、本条例を定めるものです。

議案第12号遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため、本条例を定めるものです。

議案第13号遠軽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部

改正については、児童福祉法の一部改正に伴い、引用条項を整理するため、本条例を定めるものです。

議案第14号工事請負契約の変更契約の締結については、平成30・31年度遠軽道の駅建設工事（建築主体）について、議会の議決を求めるものです。

議案第15号平成30年度遠軽町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について及び議案第16号平成30年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第17号令和元年度遠軽町一般会計補正予算（第5号）の主なものについて御説明いたします。

歳入については、地方譲与税、地方特例交付金、国庫支出金、道支出金、寄附金、繰入金、町債等を補正し、寄附金については、寄附者の御意思に添いまして、目的の基金に積み立てをするものです。

歳出については、旭川・紋別自動車道遠軽瀬戸瀬間開通記念事業負担金、石北本線市町村支援金、地域おこし協力隊事業、子ども・子育て支援事業、診療所運営費補助金、森林経営管理意向調査業務委託料、観光協会補助金、道の駅遠軽森のオホーツク整備事業等の経費を計上したところです。

議案第18号令和元年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、国民健康保険システム改修に係る委託料を計上したところです。

議案第19号令和元年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、介護給付費負担金等の確定に伴う返還金を計上したところです。

認定第1号から認定第7号までについては、平成30年度遠軽町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算認定並びに水道事業会計及び下水道事業会計の決算認定について、監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものです。

以上が、本議会に提出をいたしました議案の概要です。

なお、工事請負契約の締結等について、追加提案を予定しておりますので、あらかじめ御承知おきくださいますようお願い申し上げます。

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛を賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第4 報告第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第4 報告第1号遠軽町一般会計継続費についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

堀嶋財政課長。

○財政課長（堀嶋英俊君） 報告第1号遠軽町一般会計継続費について説明いたします。

遠軽町一般会計予算の継続費に係る継続年度が終了しましたので、地方自治法施行令第

145条第2項の規定により、別紙のとおり継続費精算報告書を調製して報告するものです。

次のページをお開き願います。

遠軽町一般会計継続費精算報告書について説明いたします。

2款総務費1項総務管理費、(仮称)えんがる町民センター建設基本・実施設計業務委託につきましては、平成28年度から平成30年度の3カ年で事業を実施したもので、全体計画1億2,269万円に対し、実績1億2,268万8,000円となったものです。

(仮称)えんがる町民センター外構工事等実施設計業務委託につきましては、平成29年度及び平成30年度の2カ年で事業を実施したもので、全体計画1,479万7,000円に対し、実績1,479万6,000円となったものです。

以上で説明を終わります。

議長(前田篤秀君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

以上で、報告第1号遠軽町一般会計継続費について終わります。

◎日程第5 報告第2号及び日程第6 報告第3号

○議長(前田篤秀君) 日程第5 報告第2号平成30年度遠軽町健全化判断比率について、日程第6 報告第3号平成30年度遠軽町資金不足比率について、以上2件は関連がありますので、一括して議題とします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

堀嶋財政課長。

○財政課長(堀嶋英俊君) 報告第2号平成30年度遠軽町健全化判断比率について説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成30年度遠軽町健全化判断比率を報告するものです。

健全化判断比率につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の四つの比率で構成されるものです。

実質赤字比率につきましては、一般会計の赤字を示す指標で、赤字は生じておりませんので、比率は算定されないものです。

連結実質赤字比率につきましては、町の全ての会計の赤字を示す指標で、赤字は生じておりませんので、比率は算定されないものです。

実質公債費比率につきましては、町の全ての会計及び一部事務組合が負担する公債費の大きさを示す指標で、平成30年度においては9.2%となったものです。

将来負担比率につきましては、町の全ての会計、一部事務組合及び第三セクターが翌年

度以降に負担する債務の大きさを示す指標で、平成30年度においては11.9%となったものです。

各比率におきましては、それぞれ基準を超えていないことから、財政状況は健全と判断されるものです。

なお、赤番10として、監査委員の健全化判断比率審査意見書をつけておりますので、御参照をお願いいたします。

以上で、報告第2号の説明を終わります。

続きまして、報告第3号平成30年度遠軽町資金不足比率について説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成30年度遠軽町資金不足比率を報告するものです。

資金不足比率につきましては、公営企業会計の資金不足の程度を会計ごとに示す指標で、各会計において資金不足は生じておりませんので、比率は算定されないものです。

なお、赤番10及び12として、監査委員の資金不足比率審査意見書をつけておりますので、御参照をお願いいたします。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程しました報告2件の質疑を行います。

質疑は、上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、報告第2号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、報告第2号の質疑を終わります。

以上で、報告第2号平成30年度遠軽町健全化判断比率についてを終わります。

次に、報告第3号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、報告第3号の質疑を終わります。

以上で、報告第3号平成30年度遠軽町資金不足比率についてを終わります。

◎日程第7 承認第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第7 承認第1号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

堀嶋財政課長。

○財政課長（堀嶋英俊君） 承認第1号専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和元年度遠軽町一般会計補正予算（第4

号) を定めることについて、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

次のページをお開き願います。

専決第1号につきましては、大雨による災害により、緊急に補正予算の必要が生じたため、令和元年度遠軽町一般会計補正予算(第4号)を定めることについて、8月9日に専決処分したものです。

次のページをお開き願います。

令和元年度遠軽町一般会計補正予算(第4号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を171億1,092万9,000円としたものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

20款繰越金につきましては、1項繰越金に1,900万円を追加し、総額を2億3,351万8,000円としたものです。これにより、歳入合計170億9,192万9,000円に1,900万円を追加し、総額を171億1,092万9,000円としたものです。

次に、歳出について説明いたします。

次のページをお開き願います。

11款災害復旧費につきましては、1項災害復旧費に1,900万円を追加し、総額を3,500万円としたものです。これにより、歳出合計170億9,192万9,000円に1,900万円を追加し、総額を歳入歳出同額の171億1,092万9,000円としたものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明いたします。

8ページをお開き願います。

11款災害復旧費1項災害復旧費1目災害復旧費、災害復旧事業1,900万円につきましては、大雨による災害の復旧に係る経費として、湯の沢川災害復旧工事1,900万円を計上したものです。

次に、歳入について説明いたします。

6ページをお開き願います。

20款繰越金1項繰越金1目繰越金1,900万円につきましては、前年度繰越金の追加です。

なお、災害復旧費用につきましては、起債を活用できるよう認定に向けて協議を進めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

災害復旧事業につきましては、赤番3、補正予算に関する資料により、担当から説明い

たします。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 会津丸瀬布総合支所長。

○丸瀬布総合支所長（会津靖朗君） 災害復旧事業につきまして、赤番3、令和元年度遠軽町一般会計補正予算（第4号）に関する資料で説明いたします。

この資料は、丸瀬布地域湯の沢川災害復旧工事の位置図であります。

工事位置の丸瀬布上武利177番地は、日帰り温泉施設の用地として貸し付けをしている町有地でありまして、8月上旬の大雨により、法面が湯の沢川に崩落したため、緊急に法面の復旧工事を実施しているところでございます。

以上で終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

11款災害復旧費、8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

20繰越金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、承認第1号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

◎日程第8 諮問第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第8 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について説明いたします。

人権擁護委員、青野賢二氏が、令和元年12月31日をもって任期満了となるため、次の方を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

住所、遠軽町生田原346番地11。

《令和元年9月24日》

氏名、青野賢二氏。

生年月日、昭和20年6月12日であります。

青野氏は、人格識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方でありますので、人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

なお、御本人の略歴につきましては、次のページの参考資料を御参照いただきたいと思います。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第9 同意第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第9 同意第1号教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 同意第1号教育委員会委員の任命について説明いたします。

教育委員会委員大西憲治氏が、令和元年11月8日をもって任期満了となるため、次の方を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めらるるものであります。

住所、遠軽町生田原433番地。

氏名、大西憲治氏。

生年月日、昭和28年5月3日であります。

大西氏は、人格が高潔で、教育に関し識見を有する方でありますので、教育委員会委員として任命いたしたく、議会の同意を求めらるるものであります。

なお、御本人の略歴につきましては、次のページの参考資料を御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、同意第1号教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第10 同意第2号

○議長(前田篤秀君) 日程第10 同意第2号公平委員会委員の選任についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

佐々木町長。

○町長(佐々木修一君) 同意第2号公平委員会委員の選任について説明いたします。

公平委員会委員菊地健文氏が、令和元年11月8日をもって任期満了となるため、次の方を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、遠軽町大通南3丁目2番地13。

氏名、菊地健文氏。

生年月日、昭和23年2月19日であります。

菊地氏は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関し識見を有する方でありますので、公平委員会委員として選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

なお、御本人の略歴につきましては、次のページの参考資料を御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、同意第2号公平委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

《令和元年9月24日》

◎日程第 1 1 議案第 1 号

○議長（前田篤秀君） 日程第 1 1 議案第 1 号表彰についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 浩君） 議案第 1 号表彰について説明いたします。

遠軽町表彰条例第 2 条の規定により表彰することについて、議会の議決を求めるものがあります。

次のページ、別紙をごらん願います。

1、遠軽町表彰条例第 2 条第 1 号オに該当します自治功労といたしまして、12 年以上、教育委員会委員の職にありす遠軽町白滝 9 7 5 番地 6、横田昌弘様であります。

2、遠軽町表彰条例第 2 条第 1 号カに該当します自治功労といたしまして、20 年以上、交通安全指導員の職にありす遠軽町生田原 5 8 4 番地、亀田光次様。遠軽町生田原 2 5 0 番地 2、中村明様。遠軽町学田 2 丁目 1 2 番地 1 6、吉田誠様。20 年以上、文化財保護審議会委員の職にありす遠軽町西町 2 丁目 5 番地 5 4、川口嘉一郎様であります。

3、遠軽町表彰条例第 2 条第 4 号アに該当します消防功労といたしまして、20 年以上消防団員として勤続されました遠軽町瀬戸瀬東町 1 0 2 番地 1、深澤浩規様。遠軽町南町 4 丁目 1 8 番地 1 7、鈴木広志様。遠軽町丸瀬布新町 1 3 3 番地、加藤雅之様。遠軽町生田原 4 5 0 番地、平向守様。遠軽町生田原水穂 3 4 7 番地 2、由利敏之様であります。

以上、10 件の個人につきまして、遠軽町表彰条例に基づき表彰いたしたく提案するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第 1 号表彰についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 2 議案第 2 号

○議長（前田篤秀君） 日程第 1 2 議案第 2 号遠軽町森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題とします。

《令和元年 9 月 2 4 日》

提出者の説明を求めます。

加藤農政林務課参事。

○農政林務課参事（加藤政勝君） 議案第2号遠軽町森林環境譲与税基金条例の制定について御説明いたします。

国による森林環境譲与税の政策に伴い、本条例は、遠軽町森林環境譲与税基金を設置するため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町森林環境譲与税基金条例。

本条例は、7条の構成となっております。

第1条は、本条例の設置に関する規定でありまして、森林の整備及びその促進に関する施策に要する費用に充てるため設置するものであります。

第2条は基金の額に関して、第3条は管理に関して、第4条は運用益金等の処理に関して、第5条は基金の処分に関して、第6条は繰替運用等に関して、第7条は委任に関して、それぞれ定めるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第2号遠軽町森林環境譲与税基金条例の制定については、なお、審査の必要があると思われまので、経済常任委員会に付託し、閉会中の審査にしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、経済常任委員会に付託し、閉会中の審査とすることに決定しました。

◎日程第13 議案第3号

○議長（前田篤秀君） 日程第13 議案第3号遠軽町芸術文化交流プラザ条例の制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

今井地域拠点施設準備室参事。

○地域拠点施設準備室参事（今井昌幸君） 議案第3号遠軽町芸術文化交流プラザ条例の制定について御説明いたします。

《令和元年9月24日》

本案は、遠軽町芸術文化交流プラザを設置するため、本条例を定めるものであります。
次のページ、別紙をお開き願います。

題名は、遠軽町芸術文化交流プラザ条例とし、全16条の構成となっております。

第1条は、町民の芸術文化の振興及び交流活動の促進を図り、地域ににぎわいの創出に寄与するため、遠軽町芸術文化交流プラザを設置することを規定しています。

第2条は、名称及び位置に関する規定でありまして、名称は遠軽町芸術文化交流プラザ、位置は遠軽町岩見通南1丁目1番地2であります。

第3条第1項は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため、指定管理者に施設の管理を行わせることができることの規定。

第3条第2項は、プラザの管理を指定管理者に行わせる場合、指定管理者が必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、使用時間及び休館日を定めることができることの規定。

第3条第3項は、プラザの管理を指定管理者に行わせる場合の読み替えについて規定しています。

第4条は、指定管理者の業務について、第1号から第5号まで規定しています。

第5条第1項は、使用時間を午前9時から午後10時までとし、ただし書きにより必要と認めた場合は、変更することができることの規定。

第5条第2項は、教育委員会が必要と認めた場合に休館日を設けることができることを規定しています。

第6条第1項は、使用の許可に関する規定。

2ページをごらんください。

第6条第2項は、許可する場合、運営上必要があるときは、条件を付すことができることを規定しています。

第7条は、使用の制限に関することを規定しています。

第8条第1項は、別表に定めた使用料を使用者が納入しなければならないことの規定。

第8条第2項は、プラザの備付物件の使用料は、規則で定めることの規定。

第8条第3項は、地方自治法の規定により使用料を指定管理者の収入として收受させることができることの規定。

第8条第4項は、使用料の額を別表及び規則に定める額を超えない範囲内で、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めることができることを規定しています。

第9条は、使用料を減免することができることの規定。

第10条は、使用料の還付に関することの規定。

第11条は、目的外使用等を禁止することを規定しています。

第12条第1項は、特別の設備をし、または特殊物件を搬入する場合の規定。

第12条第2項は、特別施設に対する損害補償を行わないことを規定しています。

第13条は、使用許可の条件を変更、停止、若しくは取り消すことができること。さらに、その場合の免責事故を規定しています。

3ページをごらんください。

第14条第1項は、使用を終えたときの現状回復の規定。

第14条第2項は、使用者が原状回復する義務を履行しない場合の措置の内容について規定しています。

第15条は、使用者が故意又は過失により施設等を損傷、又は滅失した場合における損害賠償について規定しています。

第16条は、条例の施行に関し必要な事項を規則に委任することを規定しています。

附則としまして、第1項は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において、規則で定める日から条例を施行するものであります。

ただし書きとして、第2項の準備行為については、公布の日から施行することとしています。

附則第2項は、準備行為としまして、指定管理者の指定及びその指定に関し必要な手続その他の行為について、この条例の施行の前においても行うことができることを規定しています。

附則第3項は、遠軽町公民館条例の一部改正としまして、この条例の制定に伴い、遠軽町芸術文化交流プラザを公民館として追加し、関係する規定の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、参考資料1ページの遠軽町公民館条例新旧対照表をごらんください。

遠軽町公民館条例新旧対照表。

附則第3項関係であります。

第2条の表に、遠軽町芸術文化交流プラザの項を加えます。

第4条に、第2項としまして、遠軽町芸術文化交流プラザの休館日は、遠軽町芸術文化交流プラザ条例の定めるところによることを追加いたします。

第14条から第18条までを1条ずつ繰り下げまして、第13条の次に第14条として、使用料の特例に関する規定を追加いたします。

別紙、3ページに戻っていただきまして、附則第4項から4ページの附則第6項までは、遠軽町芸術文化交流プラザに統廃合することとなります遠軽町福祉センター、遠軽町高齢者センター、遠軽町青少年会館について、この条例の施行に合わせて各条例を廃止することを規定しています。

別表としまして、遠軽町芸術文化交流プラザ使用料金表は、各部屋の使用区分に応じ、1時間当たりの使用料をそれぞれ規定しています。

5ページをごらんください。

備考欄の第1項には、営利目的で入場料を徴し又は物品等の販売その他これらに類する

目的のため使用する場合の使用料は、規定使用料の10割増の額を徴収することを規定しています。

第2項としまして、使用のための準備及び現状回復に要する時間は、使用時間に含むことを規定しています。

次に、参考資料の2ページから4ページまで、条例第16条の委任規定によりまして、条例の施行に関し必要な事項として、遠軽町芸術文化交流プラザ条例施行規則を定めるものであります。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第3号遠軽町芸術文化交流プラザ条例の制定については、なお、審査の必要があると思われますので、総務・文教常任委員会に付託し、閉会中の審査にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、総務・文教常任委員会に付託し、閉会中の審査とすることに決定しました。

◎日程第14 議案第4号

○議長（前田篤秀君） 日程第14 議案第4号使用料等の見直しに伴う関係条例の整備についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

佐藤企画課長。

○企画課長（佐藤祐治君） 議案第4号使用料等の見直しに伴う関係条例の整備について御説明いたします。

本条例は、使用料等の見直しに伴い、関係条例の規定を整備するため、本条例を定めるものであります。

今回の使用料等の見直しの基本的な考え方としまして、全ての公共施設等の使用料について、現在の使用料等から5%程度、平成19年の改定時の消費税率5%から、本年10月に適用される10%との差額相当分の料金を加算させていただくとともに、使用料の単位を10円単位とし、1円単位を切り上げて計算しております。

また、利用者の利便性を高めるため、1時間単位の使用料を設定し、時間区分を統一させていただきますとともに、時間区分の全日を廃止しております。

《令和元年9月24日》

なお、施設等の特性や利用実態など、この基本的な考え方によりがたい施設につきましては、個別に調整させていただいておりますので、あらかじめ御承知おき願いたいと思います。

それでは、次のページ、別紙をお開き願います。

使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例。

内容につきましては、別紙 8 4 ページの次にあります参考資料、新旧対照表により御説明いたします。

全 5 2 条になります。

1 ページをごらん願います。

第 1 条は、遠軽町安国活性化センター条例、ピノキオハウスの一部を改正するものです。別表中、時間区分、午前 9 時から正午までを午前 9 時から午後 1 時までの区分に、正午から午後 5 時までを午後 1 時から午後 5 時までに、全日の区分を 1 時間単位区分とし、使用料を改めるものです。

また、同表備考 4 を同表備考 5 とし、同表備考 3 を同表備考 4 とし、同表備考 2 の次に 3、時間欄に規定する使用料は、3 時間以内の使用の場合に適用するを加えるものです。

2 ページをごらん願います。

第 2 条は、遠軽町生田原集会施設条例、かぜる北・南・西の一部を改正するものでございます。別表中、時間区分を第 1 条と同様に改めまして、全日の区分を 1 時間単位区分、午前・午後及び夜間とし、使用料を改めるものです。

また、同表備考 4 第 1 号中「4 万 9, 5 0 0 円」を「5 万 1, 8 6 0 円」に改め、同表備考 4 第 2 号中「6 万 4, 3 5 0 円」を「6 万 7, 4 2 0 円」に改め、同表備考 4 を同表備考 5 とし、同表備考 3 を同表備考 4 とし、同表備考 2 の次に 3、時間欄に規定する使用料は、3 時間以内の使用の場合に適用するを加えるものです。

4 ページをごらん願います。

第 3 条は、遠軽町生田原木のおもちゃワールド館条例の一部を改正するものです。

別表中、ワールド館使用料を改めるとともに、同表備考 2 に後段として、この場合において 1 0 円未満の端数が生じたときは、1 0 円未満を切り上げるものとするを加えるものです。

5 ページをごらん願います。

第 4 条は、遠軽町行政財産使用料徴収条例の一部を改正するものです。

第 2 条第 3 項中「1, 2 0 0 円」を「1, 2 6 0 円」に改めるとともに、別表第 2 中、電柱類設置料（年額）及び別表第 3 中、自動販売機設置料（年額）を改めるものです。

7 ページをごらん願います。

第 5 条は、遠軽町生田原福祉センター条例の一部を改正するものです。

別表中、時間区分を改め、全日の区分を 1 時間単位区分とし、使用料を改めるものです。また、同表備考 4 第 1 号中「5 万 8, 3 0 0 円」を「6 万 1, 0 8 0 円」に改め、同表

備考4第2号中「7万5,790円」を「7万9,400円」に改め、同表備考4を同表備考5とし、同表備考3を同表備考4とし、同表備考2の次に3、時間欄に規定する使用料は、3時間以内の使用の場合に適用するを加えるものです。

8ページをごらん願います。

第6条は、遠軽町福祉センター条例の一部を改正するものです。

別表第1中、遠軽町福祉センター会議室及び食堂貸付料を改めるとともに、別表第2中時間区分を改め、全日の区分を1時間単位区分、午前・午後及び夜間とし、使用料を改めるものです。

また、同表備考3を同表備考4とし、同表備考2の次に3、時間欄に規定する使用料は、3時間以内の使用の場合に適用するを加えるものです。

別表第3中、遠軽町福祉センター備品等使用料金表（その1）につきましては時間区分を改め、全日の区分を1時間単位区分とし、使用料を改めるものです。

また、同表備考を同表備考1とし、同表備考1の次に2、時間欄に規定する使用料は、3時間以内の使用の場合に適用するを加えるものです。

さらに、別表第3中、遠軽町福祉センター備品等使用料金表（その2）の備品につきましても使用料を改めるものです。

12ページをごらん願います。

第7条は、遠軽町生田原コミュニティセンター条例、ホテルノースキングの一部を改正するものでございます。

別表第3中、センター設備使用料を改めるものです。

13ページをごらん願います。

第8条、遠軽町丸瀬布コミュニティセンター条例の一部を改正するものです。

別表第1中、時間区分を改め、全日の区分を1時間単位区分、午前・午後及び夜間として使用料を改めるものです。

また、同表備考3を同表備考4とし、同表備考2の次に3、時間欄に規定する使用料は、3時間以内の使用の場合に適用するを加えるものです。

さらに、別表第2中、丸瀬布コミュニティセンター長期使用料についても改めるものです。

14ページをごらん願います。

第9条は、遠軽町丸瀬布ふれあいセンター条例の一部を改正するものです。

別表中、丸瀬布ふれあいセンター使用料、事務室・会議室の年額使用料を改めるものです。

15ページをごらん願います。

第10条は、遠軽町児童館条例の一部を改正するものです。

別表中、遊戯室及び集会室の使用料をそれぞれ改めるものです。

16ページをごらん願います。

《令和元年9月24日》

第11条は、遠軽町高齢者共同生活支援施設条例、みのり荘・第2みのり荘の一部を改正するものです。

別表第1、使用料徴収基準に、国の基準に合わせ区分11から14を加えますとともに、別表第2中、食費、日用品等の実費負担額を改めるものです。

18ページをごらん願います。

第12条は、遠軽町高齢者センター条例の一部を改正するものです。

別表中、木工室、陶芸室の使用料をそれぞれ改めるものです。

こちらの場合は、時間単位の料金を設定しておりませんので、時間区分は変更しておりません。

19ページをごらん願います。

第13条は、遠軽町白滝高齢者総合生活福祉センター条例、ほのぼのの一部を改正するものです。

別表中、居住部門利用料の1人用、2人用の月額を改めるものです。

20ページをごらん願います。

第14条は、遠軽町火葬場条例の一部を改正するものです。

別表中、火葬場使用料を改めるものです。

21ページをごらん願います。

第15条は、遠軽町墓地条例の一部を改正するものです。

別表第2中、墓地使用料を改めるものです。

23ページをごらん願います。

第16条は、遠軽町白滝地場産品加工施設条例の一部を改正するものです。

別表中、時間区分を改め、全日の区分を1時間単位区分、午前・午後及び夜間とし、使用料を改めるものです。

また、同表備考3第1号中「1個300円」を「1個320円」に改め、同表備考3第2号中「1個600円」を「1個630円」に改め、同表備考3第3号中「1個2,100円」を「1個2,200円」に改め、同表備考3を同表備考4とし、同表備考2を同表備考3とし、同表備考1の次に2、時間欄に規定する使用料は、3時間以内の使用の場合に適用するを加えるものです。

24ページをごらん願います。

第17条は、遠軽町白滝文化村ロッジ条例の一部を改正するものです。

別表第1号中、宿泊使用の宿泊室、研修室の使用料及び摘要について改めるものです。

また、同表第2号中、時間使用の時間区分の表記と使用料金を改めるものです。こちらにつきましても時間単位の設定をしておりませんので、時間区分は変更してございません。

25ページをごらん願います。

第18条は、遠軽町白滝高原キャンプ場条例の一部を次のように改正するものです。

《令和元年9月24日》

別表中、入場料を改め、備考の3、バンガロー及びオートサイト、貸しテント利用者は、本欄の掲げる額の半額とするを削除するものです。

26ページをごらんください。

第19条は、遠軽町白滝ゲートボール公園条例の一部を改正するものです。

別表中、時間区分を改め、全日の区分を1時間単位区分、午前・午後及び夜間とし、使用料金を改めるものです。

また、同表備考5を同表備考6とし、同表備考4を同表備考5とし、同表備考3を同表備考4とし、同表備考2を同表備考3とし、同表備考1の次に2、時間欄に規定する使用料は、3時間以内の使用の場合に適用するを加えるものです。

28ページをごらん願います。

第20条は、遠軽町丸瀬布林鉄機関車軌道設置条例の一部を改正するものです。

別表中、丸瀬布6トンディーゼル機関車の料金を改めるものです。

29ページをごらん願います。

第21条は、遠軽町丸瀬布森林公園いこいの森条例の一部を改正するものです。

別表第1中、ごらんの2区分の金額を改めるものです。

別表第2中、入村料の表記を入場料に改め、ゴーカートの2人乗りを追加し、料金の一部を改めるものです。

32ページをごらん願います。

第22条は、遠軽町丸瀬布自然資源活用型交流促進施設条例、やまびこの一部を改正するものです。

別表第1項中、1年定期券の欄の下に、バスタオル1回100円、フェイスタオル1回50円を追加し、同表備考第1号を削り、同表備考第2号を同表備考第1号とし、同表備考第3号を同表備考第2号とし、同表備考第4号を同表備考第3号とするものです。

次に、別表第2項中、時間区分を改め、全日の区分を1時間単位区分、午前・午後及び夜間とし、使用料を改めるものです。

また、同表備考に(3)時間欄に規定する使用料は、3時間以内の使用の場合に適用するを加え、別表第3項中「月額5万円」を「月額5万2,390円」に改めるものです。

34ページをごらん願います。

第23条は、遠軽町生田原女性・若者等活動促進施設条例、かぜる安国の一部を改正するものです。

別表中、時間区分を改め、全日の区分を1時間単位区分、午前・午後及び夜間とし、使用料を改めるものです。

また、同表備考4第1号中「4万5,500円」を「4万7,670円」に改め、同表備考4第2号中「5万9,150円」を「6万1,970円」に改め、同表備考4を同表備考5とし、同表備考3を同表備考4とし、同表備考2の次に3、時間欄に規定する使用料は、3時間以内の使用の場合に適用するを加えるものです。

《令和元年9月24日》

35ページをごらん願います。

第24条は、遠軽町丸瀬布活性化施設条例、まるせっぷ道の駅の一部を改正するものです。

別表中、時間区分を改め、全日の区分を1時間単位区分とし、使用料を改めるものです。

また、同表備考4中、前3号を前4号に改め、同表備考4を同表備考5とし、同表備考3を同表備考4とし、同表備考2の次に3、時間欄に規定する使用料は、3時間以内の使用の場合に適用するを加えるものです。

36ページをごらん願います。

第25条は、遠軽町白滝活性化施設条例、のびのびの一部を改正するものです。

別表中、時間区分を改め、全日の区分を1時間単位区分、午前・午後及び夜間とし、使用料を改めるものです。

また、同表備考2を同表備考3とし、同表備考1の次に2、時間欄に規定する使用料は、3時間以内の使用の場合に適用するを加えるものです。

37ページをごらん願います。

第26条は、遠軽町丸瀬布農村集落多目的共同利用施設条例の一部を改正するものです。

別表第1中、時間区分を改め、全日の区分を1時間単位区分、午前・午後及び夜間とし、使用料を改めるものです。

また、同表備考3を同表備考4とし、同表備考2の次に3、時間欄に規定する使用料は、3時間以内の使用の場合に適用するを加えるものです。

次に、別表第2中、時間区分を改め、全日の区分を1時間単位区分とし、使用料を改めるものです。

また、同表備考を同表備考1とし、同表備考1の次に2、時間欄に規定する使用料は、3時間以内の使用の場合に適用するを加えるものです。

39ページをごらん願います。

第27条は、遠軽町農作業準備休憩施設条例の一部を改正するものです。

別表第1中、時間区分を改め、全日の区分を1時間単位区分、午前・午後及び夜間とし、使用料を改めるものです。

また、同表備考3を同表備考4とし、同表備考2の次に3、時間欄に規定する使用料は、3時間以内の使用の場合に適用するを加えるものです。

別表第2中、時間区分を改め、全日の区分を1時間単位区分、午前・午後及び夜間とし、使用料を改めるものです。

また、同表備考2を同表備考3とし、同表備考1の次に2、時間欄に規定する使用料は、3時間以内の使用の場合に適用するを加えるものです。

41ページをごらん願います。

第28条は、遠軽町牧野条例の一部を改正するものです。

第9条第1号中、放牧料につき別表のとおり改め、同条第2号中「2,500円以内」を「3,000円以内」に改めるものです。

42ページをごらん願います。

第29条は、遠軽町白滝たい肥センター条例の一部を改正するものです。

別表中、たい肥センター使用料を改めるものです。

43ページをごらん願います。

第30条は、遠軽町国産材需要開発センター条例、木楽館の一部を改正するものです。

別表中、時間区分を改め、全日の区分を1時間単位区分とし、使用料を改めるものです。

また、同表備考3を同表備考4とし、同表備考2の次に3、時間欄に規定する使用料は、3時間以内の使用の場合に適用するを加えるものです。

44ページをごらん願います。

第31条は、遠軽町丸瀬布木芸館条例の一部を改正するものです。

別表中、時間区分の表記を改めるとともに、全日の区分を1時間単位区分、午前・午後・夜間とし、使用料を改めるものです。

また、同表に備考として、時間欄に規定する使用料は、3時間以内の使用の場合に適用するを加えるものです。

45ページから49ページをごらん願います。

第32条は、遠軽町道路占用料徴収条例の一部を改正するものです。

別表中、各占用物件の占用料金につき改めるものです。

なお、道路占用料につきましては、今後の見直しサイクルの中で道路法施行令に規定する額と同水準となるよう引き下げてまいりたいというふうと考えておりまして、今回は3割程度引き下げております。

50ページをごらん願います。

第33条は、遠軽町公営バスに関する条例の一部を改正するものです。

道の駅遠軽森のオホーツクの開業予定に合わせまして、第3条の表中、遠軽丸瀬布線24.9キロメートルを26.3キロメートルに改めるとともに、別表第1の4、遠軽丸瀬布線利用料金表を別紙1のように改めるものです。

また、別表第4の4中「ロックバレー入口、遠軽町豊里538番地2地先」を「遠軽森のオホーツク、遠軽町野上150番地1地先」に改めるものです。

55ページをごらん願います。

第34条は、遠軽町公営バスに関する条例の一部を改正するものです。

第13条を第14条とし、第7条から第12条までを1条ずつ繰り下げ、第6条の次に7条として、減免規定を加えるものです。

また、別表第1、社名淵線を別紙2、別表第1の2瀬戸瀬温泉線を別紙3、別表第1の

3丸瀬布上武利線を別紙4、別表第1の4遠軽丸瀬布線を別紙5のようにそれぞれ改め、別表第2中、定期乗車券料金につきましても改めるものでございます。

さらに、別表第4から別表第4の4までの規定中「第8条関係」を「第9条関係」に、それぞれ改めるものでございます。

68ページをごらん願います。

第35条は、遠軽町都市公園条例の一部を改正するものです。

別表第3第1項中、同表第2項中、同表第3項中の使用料、占有料をそれぞれ改め、同表第4項中時間区分を改め、全日の区分を1時間単位区分、一部午前・午後及び夜間とし、虹のひろば入園料を合わせまして使用料を改めるものです。

また、同表第4項備考4を同表第4項備考5とし、同表第4項備考3を同表第4項備考4とし、同表第4項備考2を同表第4項備考3とし、同表第4項備考1の次に2、時間欄に規定する使用料は、3時間以内の使用の場合に適用するを加えるものです。

71ページをごらん願います。

第36条は、遠軽町普通河川管理条例の一部を改正するものです。

別表第1項中、流水占用料を改めるとともに、同表第1項備考2中「一使用期間」を「1使用期間」に改め、同表第2項土地占用料（年額）及び別表第3項中を土石採取料その他の河川産出物採取料の単価を北海道条例に準じて改めるものでございます。

80ページをごらん願います。

第37条は、遠軽町公民館条例、安国公民館と丸瀬布中央公民館の一部を改正するものです。

別表第1中、時間区分を改め、全日の区分を1時間単位区分、午前・午後及び夜間とし、使用料を改めるものです。

また、同表備考5第1号中「1万2,200円」を「1万2,790円」に改め、同表備考5第2号中「1万8,300円」を「1万9,180円」に改め、同表備考5を同表備考6とし、同表備考4を同表備考5とし、同表備考3を同表備考4とし、同表備考2の次に3、時間欄に規定する使用料は、3時間以内の使用の場合に適用するを加えるものです。

次に、別表第2第1項中、時間区分を改め、全日の区分を1時間単位区分、午前・午後及び夜間とし、使用料を改めるものです。

また、同表備考5第1号中「4万9,580円」を「5万1,950円」に改め、同表備考5第2号中「7万4,370円」を「7万7,920円」に改め、同表備考5を同表備考6とし、同表備考4を同表備考5とし、同表備考3を同表備考4とし、同表備考2の次に3、時間欄に規定する使用料は、3時間以内の使用の場合に適用するを加えるものです。

次に、別表第2第2項、設備使用料金表（その1）時間区分を改め、全日の区分を1時間単位区分とし、使用料を改めるものです。

また、同表備考を同表備考1とし、同表備考1の次に2、時間欄に規定する使用料は、3時間以内の使用の場合に適用するを加えるものです。

別表第2第2項、設備使用料金表（その2）についても改めるものです。

83ページをごらん願います。

第38条は、遠軽町地域公民館条例、瀬戸瀬と社名淵の地域公民館の一部を改正するものです。

別表第1及び別表第2ともに表中の時間区分を改め、全日の区分を1時間単位区分、午前・午後及び夜間とし、使用料を改めるものです。

また、同表備考4を同表備考5とし、同表備考3を同表備考4とし、同表備考2の次に3、時間欄に規定する使用料は、3時間以内の使用の場合に適用するを加えるものです。

85ページをごらん願います。

第39条は、遠軽町生田原宿泊研修施設条例、キララン清里の一部を改正するものです。

別表中の使用料及び同表備考4中の使用料をそれぞれ改めるものです。

87ページをごらん願います。

第40条は、遠軽町白滝多目的ハウス条例の一部を改正するものです。

別表中の項目における1人につきの使用料を改めるものです。

88ページをごらん願います。

第41条は、遠軽町生田原オホーツク文学館条例の一部を改正するものです。

別表中の入館料をそれぞれ改めるものです。

89ページをごらん願います。

第42条は、遠軽町丸瀬布昆虫生態館条例の一部を改正するものです。

別表中の入館料をそれぞれ改めるものです。

90ページをごらん願います。

第43条は、遠軽町丸瀬布木工体験交流館条例の一部を改正するものです。

別表中、時間区分の全日を削除し、使用料を改めるものです。

こちらの施設につきましても時間単位の料金の設定をしておりませんので、時間区分は変更してございません。

91ページをごらん願います。

第44条は、遠軽町基幹集落センター条例の一部を改正するものです。

別表中、時間区分を改め、全日の区分を1時間単位とし、使用料を改めるものです。

また、同表備考5第1号中「3万4,470円」を「3万6,120円」に改め、同表備考5第2号中「5万1,710円」を「5万4,180円」に改め、同表備考5を同表備考6とし、同表備考4を同表備考5とし、同表備考3を同表備考4とし、同表備考2の次に3、時間欄に規定する使用料は、3時間以内の使用の場合に適用するを加えるものです。

92ページをごらん願います。

第45条は、遠軽町白滝国際交流センター条例の一部を改正するものです。

別表中、時間区分を改め、全日の区分を1時間単位区分、午前・午後及び夜間とし、使

用料を改めるものです。

また、同表備考5第1号中「3万4,690円」を「3万6,350円」に改め、同表備考5第2号中「5万2,040円」を「5万4,520円」に改め、同表備考5を同表備考6とし、同表備考4を同表備考5とし、同表備考3を同表備考4とし、同表備考2の次に3、時間欄に規定する使用料は、3時間以内の使用の場合に適用するを加えるものです。

93ページをごらん願います。

第46条は、遠軽町体育館条例の一部を改正するものです。

別表第1（第13条関係）遠軽町総合体育館使用料金表。

(1)施設使用料金表の時間区分を改め、全日の区分を1時間単位区分、午前・午後及び夜間とし、使用料を改めるものです。

また、実態に合わせましてトレーニング室を削除し、会議室1と2に改めまして、また、バッティングルーム(B)を削除し、バッティングルームに改めるものです。

さらに、同表備考3を同表備考4とし、同表備考2の次に3、時間欄に規定する使用料は、3時間以内の使用の場合に適用するを加えるものです。

(2)設備使用料金表につきましては、時間区分の廃止、1日単位として使用料を改めるものです。

別表第2中、東体育館、社名淵体育館、豊里体育館になります。時間区分を改め、全日の区分を1時間単位区分、午前・午後及び夜間とし、使用料を改めるものです。

また、同表備考4を同表備考5とし、同表備考3を同表備考4とし、同表備考2を同表備考3とし、同表備考1の次に2、時間欄に規定する使用料は、3時間以内の使用の場合に適用するを加えるものです。

別表第3中、遠軽町武道館になります。時間区分を改め、全日の区分を1時間単位区分、午前・午後及び夜間とし、使用料を改めるものです。

また、同表備考4を同表備考5とし、同表備考3の次に4、時間欄に規定する使用料は、3時間以内の使用の場合に適用するを加えるものです。

別表第4第1号中、生田原スポーツセンターになります。時間区分を改め、全日の区分を1時間単位区分、午前・午後及び夜間とし、使用料を改めるものです。

また、同表第1号備考5を同表第1号備考6とし、同表第1号備考4を同表第1号備考5とし、同表第1号備考3を同表第1号備考4とし、同表第1号備考2の次に3、時間欄に規定する使用料は、3時間以内の使用の場合に適用するを加えるものです。

さらに、別表第4第2号中、トレーニング機器使用料についても改めるものです。

別表第5中、こちらは丸瀬布武道館になります。時間区分を改め、全日の区分を1時間単位とし、使用料を改めるものです。

また、同表備考3を同表備考4とし、同表備考2の次に3、時間欄に規定する使用料は、3時間以内の使用の場合に適用するを加えるものです。

別表第6中、こちらは白滝柔剣道場になります。時間区分を改め、全日の区分を1時間

単位とし、使用料を改めるものです。

また、同表備考3を同表備考4とし、同表備考2の次に3、時間欄に規定する使用料は、3時間以内の使用の場合に適用するを加えるものとします。

105ページをごらん願います。

第47条は、遠軽町体育施設条例の一部を改正するものです。

別表第2中、生田原球場になります。時間区分、全日を削除し、使用料を改めるものです。

別表第3中、パークゴルフ場になります。使用料を改めるものです。

別表第4から別表第10につきましては、おのこの施設、時間区分、全日を削除しまして、使用料を改めるものでございます。

別表第11中、えんがるテニスコートになります。時間区分、全日を削除し、使用区分一般（1コート）を一般1人に、高校生以下（1コート）を高校生以下1人に改め、使用料を改めるものです。

別表第12中、えんがる高齢者スポーツセンターになります。時間区分を改め、全日の区分を1時間単位区分、午前・午後及び夜間とし、使用料を改めるものです。

また、同表備考2を同表備考3とし、同表備考1の次に2、時間欄に規定する使用料は、3時間以内の使用の場合に適用するを加えるものです。

別表第13中、えんがる温水プールになります。時間区分、夏期、冬期ともに1時間単位区分を加え、使用料を改めるものです。

また、同表備考3を同表備考4に、同表備考2の次に3、時間欄に規定する使用料は、2時間以内の使用の場合に適用するを加えるものです。

別表第14中、丸瀬布総合スポーツ公園内丸瀬布球場になります。時間区分、全日を削除し、使用料を改めるものです。

別表第15中、丸瀬布多目的屋内運動施設TAMOKUになります。時間区分を改め、全日の区分を1時間単位、午前・午後及び夜間とし、使用料を改めるものです。

また、同表備考2を同表備考3とし、同表備考1の次に2、時間欄に規定する使用料は、3時間以内の使用の場合に適用するを加えるものです。

別表第16中、白滝山村広場内白滝球場です。時間区分、全日を削除し、使用料を改めるものです。

116ページをごらん願います。

第48条は、遠軽町コミュニティセンター条例、瀬戸瀬コミュニティセンターと遠軽コミュニティセンターの一部を改正するものです。

別表第1中及び別表第2中、時間区分を改めまして、全日の区分を1時間単位区分、午前・午後及び夜間とし、使用料を改めるものです。

また、同表備考5を同表備考6とし、同表備考4を同表備考5とし、同表備考3を同表備考4とし、同表備考2を同表備考3とし、同表備考1の次に2、時間欄に規定する使用

料は、3時間以内の使用の場合に適用するを加えるものです。

120ページをごらん願います。

第49条は、遠軽町郷土館条例の一部を改正するものです。

別表中、入館料をそれぞれ改めるものです。

121ページをごらん願います。

第50条は、遠軽町青少年会館条例の一部を改正するものです。

別表中、時間区分を改め、全日の区分を1時間単位区分、午前・午後及び夜間とし、使用料を改めるものです。

また、同表備考3を同表備考4とし、同表備考2の次に3、時間欄に規定する使用料は、3時間以内の使用の場合に適用するを加えるものです。

122ページをごらん願います。

第51条は、遠軽町埋蔵文化財センター条例の一部を改正するものです。

別表中、入館料及び体験学習料をそれぞれ改めるものです。

123ページをごらん願います。

第52条は、遠軽町道の駅遠軽森のオホーツク条例の一部を改正するものです。

別表第2中、ロックバレースキー場の使用料を改めるものです。

以上、参考資料から別紙の77ページに戻っていただきまして、附則第1項、施行期日としまして、本条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第33条の規定、こちら道の駅開業に係るバスの改定でございます。こちらにつきましては、令和元年12月31日までの間において規則で定める日から施行する。

経過措置としまして、第2項から第5項ということで規定をいたしているところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 11時半まで、暫時休憩します。

午前11時17分 休憩

午前11時28分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

一宮議員。

○5番（一宮龍彦君） ただいまの料金改定により、ちょっと参考に聞かせていただいたのですが、総額で去年というか前年度各施設を使われて、その数字があると思うのですが、今回の料金改定によって総額、全体的にどの程度の応益という言葉は似つかわしくないのかもしれないけれども、総体の変化というか、それはどの程度で押さえていますか。

○議長（前田篤秀君） 佐藤企画課長。

《令和元年9月24日》

○企画課長（佐藤祐治君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

29年度ベースの数字で申し上げたいと思いますが、この条例改正によりまして、おおよそ800万円から900万円ほど収入が上がるということで、概算ではございますが、そういう計算をさせていただいております。

○議長（前田篤秀君） 一宮議員。

○5番（一宮龍彦君） 国のほうは、今回、消費税の関係で2%アップしますが、そういうものについては福祉だとか社会保障だとかと、そういうところに使いますよという宣言はしていますが、遠軽町は、上がった分はどこら辺に振り分けようとしているのか、一般会計でやってしまうのか、集中的に国みたいに社会保障的な部分のほうに回すのか、それはまだ決まっていない、これからの話ですか。

○議長（前田篤秀君） 佐藤企画課長。

○企画課長（佐藤祐治君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

今回の改正につきましては、19年度から改定していないということがあります。その間、消費税は5%から10%に変わるということで、施設の管理につきましてもその分、経費がかかるという考え方に基きまして、そのまま施設管理のほうに充当というか、回していきたいというふうには考えてございます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第4号使用料の見直しに伴う関係条例の整備については、なお、審査の必要があると思われまので、総務・文教常任委員会に付託し、閉会中の審査にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、総務・文教常任委員会に付託し、閉会中の審査とすることに決定しました。

◎日程第15 議案第5号

○議長（前田篤秀君） 日程第15 議案第5号遠軽町印鑑条例等の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

高橋住民生活課長。

○住民生活課長（高橋静江君） 議案第5号遠軽町印鑑条例等の一部改正について御説明いたします。

《令和元年9月24日》

提案理由につきましては、住民基本台帳法施行令等の一部改正及び印鑑登録証明事務に係る通知に鑑み、印鑑登録証明書への旧氏の記載に関する事項等を規定するほか、所要の規定を整備するものであります。

それでは、次のページをお開き願います。

遠軽町印鑑条例等の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、次のページの参考資料、新旧対照表により御説明いたします。

第2条第1項中「の住民基本台帳」を「が備える住民基本台帳」に改めるものです。

第4条第2項に、ただし書きとして、ただし、代理人に回答書を持参させるときは、代理人が本人であることを証する書類を添えなければならないを加えるものです。

また、同条第3項第3号中オ個人番号の通知カードを削り、カをオとするものです。

第5条第1項第1号中「氏名、氏若しくは通称を女性活躍加速のため旧姓を使用できるように、氏名、氏、名、旧氏若しくは通称の次に「、旧氏」を加え、同項第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加えるものです。

第6条第3号中「氏名（）」の次に「磁気ディスクにより調製する住民票の場合の改正及び「氏名及び通称」を「氏名及び当該通称」に改めるものです。

第10条は、登録事項の修正についてであります。町長は、法に基づく届出等により、印鑑登録原票に登録されている事項に変更があることを知ったときは、当該変更があった事項について職権で修正するものとするに改めるものであります。

第12条第1項第3号、第13条第1項第1号は、第5条の改正と同様に女性活躍加速のため改正をするものです。

第14条第1項中「印鑑登録証明書交付申請書に登録証を添えて」を「登録証を添えて、書面で」に改めるものです。

続きまして、遠軽町印鑑条例及び遠軽町手数料条例の一部を改正する条例の第2条の一部改正について御説明いたします。

附則。第2号中「平成38年1月1日」を「令和8年1月1日」に改めるものです。

以上で、参考資料の説明を終わり、別紙に戻りまして、附則として、この条例は、令和元年11月5日から施行する。ただし、第1条中、印鑑登録条例第4条第2項及び第3項、第10条並びに第14条第1項の改正規定並びに第2条の改正規定は、公布の日から施行するものです。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第5号遠軽町印鑑条例等の一部改正についてを採決いたします。

《令和元年9月24日》

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第6号

○議長(前田篤秀君) 日程第16 議案第6号遠軽町職員の分限の手續及び効果に関する条例及び遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

鈴木総務課長。

○総務課長(鈴木 浩君) 議案第6号遠軽町職員の分限の手續及び効果に関する条例及び遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について説明いたします。

本案は、地方公務員法の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため、2件の条例の一部を改正するものであります。

地方公務員法の一部改正は、職員となることができないものを規定した第16条の欠格条項から第1号の成年被後見人又は被保佐人が削除されたものでありまして、これに伴い同条第2号から第5号までが、第1号から第4号までに繰り上がっております。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町職員の分限の手續及び効果に関する条例及び遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。

改正の内容につきましては、新旧対照表で説明いたしますので、次のページ、参考資料をお開き願います。

遠軽町職員の分限の手續及び効果に関する条例の新旧対照表でありまして、第7条第1項中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改めます。

次のページをお開き願います。

遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の新旧対照表であります。

第23条第1項中「若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、第4項中「若しくは失職し」を削ります。

第24条第2号中「(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削ります。

第26条第1項中「若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、第2項第1号中「若しくは失職し」を削ります。

第30条第7項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「第23条第1項」を「同項」に改め、「当該各項の」を「それぞれ第2項又は第3項の規定の」に改めます。

別紙に戻っていただきまして、附則としまして、この条例は、令和元年12月14日か

《令和元年9月24日》

ら施行いたします。

以上で説明を終わります。

議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第6号遠軽町職員の分限の手續及び効果に関する条例及び遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第7号

○議長（前田篤秀君） 日程第17 議案第7号遠軽町手数料条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 浩君） 議案第7号遠軽町手数料条例の一部改正について説明いたします。

本案は、工業標準化法の一部改正に伴い、所要の規定を整理するものであります。

工業標準化法の一部改正につきましては、日本工業規格（J I S）の対象が拡大され、日本工業規格が日本産業規格へと名称変更となっております。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町手数料条例の一部を改正する条例であります。

改正の内容につきましては、新旧対照表で説明いたしますので、次のページ、参考資料をお開き願います。

別表第12の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改めます。

別紙に戻っていただきまして、附則としまして、この条例は、公布の日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第7号遠軽町手数料条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第8号及び日程第19 議案第12号

○議長(前田篤秀君) 日程第18 議案第8号遠軽町保育所条例及び遠軽町へき地保育所条例の一部改正について、日程第19 議案第12号遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、以上2件は関連がありますので、一括して議題とします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

河本子育て支援課長。

○子育て支援課長(河本伸二君) 議案第8号遠軽町保育所条例及び遠軽町へき地保育所条例の一部改正について御説明いたします。

提案理由につきましては、本年10月からの幼児教育・保育の無償化による子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、本町の幼児教育・保育施策の一体的な見直しを行うため、本条例を定めるものであります。

別紙をお開きください。

遠軽町保育所条例及び遠軽町へき地保育所条例の一部を改正する条例について。

第1条は、遠軽町保育所条例の一部改正、第2条は、遠軽町へき地保育所条例の一部改正であります。

改正の内容につきましては、参考資料の新旧対照表により御説明いたします。

新旧対照表をごらん願います。

遠軽町保育所条例新旧対照表(第1条関係)の保育料第9条ですが、保育料基準額表について、まず表右側の欄の3歳以上児の保育料については、全て無料となりますので、その部分を表から削除いたします。

次に、第2階層の市町村民税が非課税の世帯は、保育料が無料となります。3歳未満児の第3階層以降は、変更ありません。

2ページ、同表下の備考1について、3歳以上児についての表記は削除いたします。

備考3の次の表について、3歳以上児の保育料は全てが無料となりますので、3歳以上児部分の保育料の欄を削除いたします。

次に、3ページ、遠軽町へき地保育所条例新旧対照表(第2条関係)ですが、第10条の保育料基準額表において、第2階層の市町村民税が非課税の世帯は、保育料が無料になります。このへき地保育所条例の保育料基準額表については、3歳以上、未満の区別がない表でありますので、4ページの第10条第2項に、今回の無償化に係る児童についての内容を追加し、3歳以上児の保育料を無償とするものであります。

《令和元年9月24日》

別紙に戻りまして、附則として、この条例は、令和元年10月1日から施行するものがあります。

以上で、議案第8号の説明を終わります。

続きまして、議案第12号遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明いたします。

提案理由につきましては、本年10月からの幼児教育・保育の無償化による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため、本条例を定めるものであります。

別紙をお開きください。

遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、参考資料の新旧対照表により御説明いたします。

新旧対照表をお開きください。

この条例は、子ども・子育て支援法に基づき、保育施設等の運営に関する基準を定めるもので、特定教育・保育施設は、一般的に幼稚園及び保育所のことをいい、特定地域型保育事業は小規模保育事業や家庭的保育事業、事業所型保育事業などのことをいいます。

第2条は、用語の意義について規定しておりまして、支給認定が教育・保育給付認定に変更されます。このことによって、例えば、支給認定子どもや支給認定保護者などの表現もそれぞれ教育・保育給付認定子ども、教育・保育給付認定保護者のように変更になります。

また、第12号から第16号の用語が新たに追加され、第17号から第21号までを5号ずつ繰り下げるものであります。

2ページから3ページは、字句の改正であります。

4ページの第13条第1項及び第2項は、保育料の無償化によって保育料区分がなくなったため、文言を整理するものであります。

同条第4項第3号の改正については、保育料が無償化したことで、食事の提供に係る実費分、いわゆる副食費（給食費）についての免除規定が明記されたもので、アの改正については免除される課税対象者の階層についての規定、イについては3人目以降の免除規定、ウについては3歳未満児の副食費の免除について規定されたものであります。

同条第5項以降、8ページの第35条第2項までは、字句や表現の改正などでありませぬ。

9ページをお開きください。

9ページ、第35条第3項についてですが、法の改正と保育料の無償化によって施設型給付費の規定が変更になったことによる読み替え規定の改正となります。

第36条第3項についても法改正による読み替え規定の改正です。

10ページの第37条は、特定地域型保育事業の利用定員について、ほかの条項に合わ

せた内容に表現を変更したものであります。

11ページから12ページの第42条は、第2項から第5項及び第8項が追加され、特定地域型保育事業による代替保育の提供施設の追加と、提供が困難な場合における連携施設の確保義務の緩和について、それぞれ規定されています。

13ページの第43条は、特定地域型保育等の利用の基準についての読み替えに係る基準等については、第51条、第52条において定めるとしたため、改正するものであります。

15ページの第50条は、法改正による字句の変更とそれに伴う読み替え規定を整理する改正となります。

第51条並びに第52条は、先ほど第43条で説明しましたが、第43条で定められていた規定の読み替えを第51条第3項及び第52条第3項で定めるとともに、必要な読み替え規定を整理する改正となります。

17ページの附則、第2号についても法改正による読み替え規定の改正であります。

附則、第4号及び第5号につきましては、法改正による保育料の無償化によって不要となった施設型給付費等及び連携施設に関する経過措置の読み替え規定が削除されたものであります。

附則、第7号は、第42条の特定教育・保育施設等の連携に係る緩和規定が5年から10年に延長されるものであります。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は、令和元年10月1日から施行するものであります。

以上で、議案第12号の説明を終わります。

議長（前田篤秀君） これより、一括上程しました議案第2件の質疑を行います。

質疑は、上程の順により各案件ごとに行います。

これより、議案第8号の質疑を行います。

岩澤議員。

○14番（岩澤武征君） 今、るる説明があったのですが、条文の内容、一生懸命読んだつもりなのですが、ぴんと来ません、なかなかね。それで委員会で説明があったのですが、要するに保育料が無償化されたということで、遠軽町では保育所の保育料の中に、これまで給食費も含めて対象の人には無償化されていたということだったのですが、要するに国のほうで副食費と保育料を分けたことによって、新たな負担をする世帯が出てくるのではないかということが心配されております。

それで道内の自治体では、まとめて副食費を助成するということを決めているところもあるのですが、そういうことを踏まえて3点最初に伺いますが、まず国の保育料無償化で遠軽町の負担分、一般会計で1億3,000万円ほど予算化ことしされていますけれども、遠軽町の負担分がどの程度減るのか。これ小樽市の場合では、1億2,400万円ほど浮くということが言われていますが、遠軽町はどの程度負担分が減るのか、後期分とい

《令和元年9月24日》

うこととなりますよね。

それから2点目で、これまで副食費も含めて保育料が免除されていたのですが、新たに免除されていた家庭ですね、副食費を徴収することになる世帯はあるのかどうか、あるとすれば何件ぐらいあるのか。また、徴収される総額はどの程度になるのかということが2点目。

3点目ですが、町内の3歳から5歳児の副食費相当額の無償化に必要な金額がどのぐらいになるのか、よろしいでしょうか。簡単に言えば、町内の3歳から5歳児、全てもし副食費無償化するとなれば、どのぐらいの金額になるのかということが3点目です。

以上、3点お願いしたいです。

○議長（前田篤秀君） 河本子育て支援課長。

○子育て支援課長（河本伸二君） 3点の質問のうち、2点目と3点目について先にお答えさせていただきたいと思います。

2点目の御質問につきましては、今回の法改正によって、新たに副食費として徴収される世帯があるかということで、もしあればということですが、今回の法改正によって新たに副食費の徴収を見る家庭はありませんということ御理解いただきたいと思います。ですので、件数云々ということが発生しないということですのでよろしくをお願いします。

それから、3点目の3歳から5歳児の方の副食費の方で、新たな負担分ということでもありますけれども、副食費の関係で負担として出てくるのは、私立幼稚園に対しての負担分ということで、といいますのは、公立保育所につきましては保育料は無償化になります。今まで保育料の中に給食費が含まれていたという考え方のもとで、そこから給食費だけはいただくということでもありますので、基本的な世帯の方は保育料から今までの副食費になったとき、遠軽町では給食費なのですけれども、なったときに減額、もしくはまるっきり無償という形の世帯になりますので、負担がふえるというところはありませんので、町としてもその分、公立分につきましては負担はないということでもあります。

ただ、私立幼稚園に対しましては、公立分と同じ額の副食費に合わせるように補助をいたします。それに対して、それぞれ私立幼稚園が3カ所ありますけれども、まとめまして約600万円から700万円ほど町費としてそれぞれ、やり方としては私立幼稚園に補助という形で出すことになるとは思いますけれども、考え方としては、それぞれ通われている保護者の方に、例えば給食費が4,500円であれば2,700円までに抑えていただいで、出た分を町で負担しますので、そういう考え方で町は補助いたしますということでやりたいと思います。

1点目については、ちょっと時間をいただきたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○14番（岩澤武征君） 1点目がわからないと、次の質問は進まないのだけれども、今の答弁では、町の保育所関係では、副食費として新たに徴収する世帯はないと、出ないと、全部、町として見てあげているということなのですね。私立幼稚園の場合だけ、60

0万円から700万円ということなのですが、これらは浮く分、さっき言った1点目の質問の負担分がどれだけ減るかということともかかわるのですが、そう大きな金額にはならないと思うのですが、幼児教育ということで保育所、幼稚園の子どもたちの給食費を町としてみてあげるといことは、そういうことは考えられないでしょうか。これはちょっと一般質問の内容になってくるかな。検討する余地があるかどうか。

○議長（前田篤秀君） 昼食のため、1時まで暫時休憩します。

午前11時59分 休憩

午後 0時58分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

河本子育て支援課長。

○子育て支援課長（河本伸二君） 午前中に質問ありました岩澤議員の関係で、幼児教育・保育の無償化につきまして遠軽町の負担が減るのか、減るとしたらどれだけ減るのかということでお話がありましたけれども、公立保育所に関しましては歳出分はあるのですが、歳入として普通交付税で措置されていることになっていきますので、普通交付税について保育所分を計算するのは結構難しいということと、あと、今回の幼児教育・保育の無償化に対して、普通交付税でどれだけ措置するというお話はありませんので、幾らか入ってくるかもしれませんが、どれだけ入ってくるかわかりませんということで、その辺の計算をするのはちょっと難しいということで御理解いただきたいと思います。

ただ、別な話で、私立幼稚園の話と混合されているところもあるのかもしれませんけれども、私立幼稚園で言えば今まで、先ほどもちょっと話ししましたけれども、施設型給付費の関係で、遠軽町は国基準の6割で保育料を計算していましたけれども、今後は国から10割の分が施設型給付費として入ってくるということでもありますので、その分の上乗せ分はありますけれども、今までの分、町が負担していた分が国からお金が入ってくるということでもありますので、トータル的に考えて遠軽町の負担が減ったとか、ふえたとかということではなく、全体として遠軽町は負担している分を国からお金をいただくということになりますので、そういうことで御理解いただきたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 岩澤議員。

○14番（岩澤武征君） ちょっとわからないですね、僕の頭で理解できない。

公立と私立と分けられて説明されたのだけれども、要するに単純に言えば、今まで遠軽町としては基準額の6割で徴収していたということですよ。その徴収していたけれども、今度、国の無償化で国は10割を保育料として見るということですから、今まで負担していた分の4割分、町の4割分が当然負担軽減されるというふうに単純に考えていいのかわかるか。軽減されることは事実だろうと思うのですが、そういう考え方でいいのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 河本子育て支援課長。

○子育て支援課長（河本伸二君） 単純に数字だけを見ると、確かに軽減されたという見方もできますでしょうが、町としてはその分は負担していたものが、そのまま国で補填されるということなので、軽減という考え方とはちょっと違うのかなと思ってはおります。

○議長（前田篤秀君） 舟木民生部長。

○民生部長（舟木淳次君） 先ほど、国の6割分を町が徴収していて、4割分が町が負担をしていたという話をさせていただきました。この4割分の負担については、本来、負担しなくてもいい額でありまして、本来であれば御本人が国基準の額を負担しなければならないものであります。もともとその4割分を町が多く出していたということでございますので、その分が減ったということにはならないというふうに思います。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

稲場議員。

○2番（稲場仁子君） ただいまの質疑に関連した質疑なのですが、まず保育料、町が国の基準から見ると町が4割負担することによって、保護者の方の負担が6割になったと。町が負担していた4割というのは、従来、今まで交付税措置とか何かの対象になっていたのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 堀嶋財政課長。

○財政課長（堀嶋英俊君） ただいまの質問にお答えいたします。

普通交付税においては、保育所費という積算はございますが、それはあくまでも地方団体の基準に応じた保育所に係る経費がどれだけ入っているか……、4割の部分は交付税措置がされているものではありません。

○議長（前田篤秀君） 稲場議員。

○2番（稲場仁子君） では、町が独自でやっていた施策、保育料の4割負担という部分は、交付税措置はされていなかったと。そうすると、それは町の一般財源の中から支出されていたわけですね。ただ、10月1日から国が10割、国が10割という言い方おかしいですね、国と町の負担がそれぞれありますけれども、町の負担分についてはことし臨時交付金、来年度以降は交付税で措置しますよということが、委員会で説明あったと思うのですが、そうすると、今まで町が4割負担していた分、今後はそれを町が負担しなくてもいいということになるのではないのかなと、考えてしまうのですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 堀嶋財政課長。

○財政課長（堀嶋英俊君） お答えをいたします。

今年度、保育の無償化に当たって、国のほうからは今年度、地方消費税の手当てが間に合わないということで、子ども・子育て支援臨時交付金という形で交付されることになっております。その積算の中では、先ほど来、話があります民間の保育所、それから公立の保育所分も積算に入っておりまして、具体的に言いますと、この後の補正予算で上げさせていただきますが、これまでの保育所の保育料、町の歳入として受けていた保育料が減額

になる分、子ども・子育て支援臨時交付金のほうで国から手当てされるという形になります。

ただし、これは今年度限りの臨時交付金の扱いになりまして、来年度以降は地方消費税交付金のほうで措置されることになっております。その中では、今のような交付基準で交付を受ける形にはならないというふうに考えています。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 稲場議員。

○2番（稲場仁子君） 一応、一般交付税で措置されるということであれば、町4分の1負担する部分が交付税措置されるので、国が算定に入っていますと言われれば、入っているという前提で考えるのですけれども、そう考えれば今まで町が独自で4割負担していた分というのは、なくなるということにはならないのでしょうか。今まで6割保護者からいただいで、町が4割出して、国の基準よりも保育料を減免してきたと。ただ、今回は3歳児・5歳児無料化ということ国が打ち出してきて、町が4分の1負担はあるけれども、それについてはことは臨時の交付金、来年度以降は一般交付税の中、算定に入れますというふうに委員会で説明を、私の聞き違いでしょうか、そういう説明をいただいたような記憶があるのですが。

○議長（前田篤秀君） 堀嶋財政課長。

○財政課長（堀嶋英俊君） 今回の無償化に係る財源の国の補填につきましては、来年度以降、普通交付税ではなくて無償化に係る部分は地方消費税交付金、地方消費税を財源として今回無償化ということになっておりますので、国が消費税アップ分でふえた財源をそれぞれ地方公共団体に交付するということになります。

ただし、その際、保育料の分が現在の交付金のような算定ではなくて、あくまでも今までの地方消費税交付金の積算に基づく人口割であったり、そういった形での交付になると認識しております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

次に、議案第12号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

以上で、議案2件の質疑を終わります。

これより、一括上程しました議案2件を採決いたします。

採決は、上程の順により各案件ごとに行います。

これより、議案第8号遠軽町保育所条例及び遠軽町へき地保育所条例の一部改正について

てを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号遠軽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第9号

○議長(前田篤秀君) 日程第20 議案第9号遠軽町水道事業給水条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

大川水道課長。

○水道課長(大川寿雄君) 議案第9号遠軽町水道事業給水条例の一部改正について御説明いたします。

遠軽町水道事業給水条例の一部改正については、水道法等の一部改正に伴い、指定給水装置工事業業者の指定の更新に係る手数料を規定するほか、所要の規定を整備するため、本条例を定めるものです。

次のページ、別紙をお開き願います。

別紙は、遠軽町水道事業給水条例の一部を改正する条例でありまして、改正の内容は、参考資料の新旧対照表により御説明いたします。

次のページの参考資料、遠軽町水道事業給水条例新旧対照表をお開き願います。

工事の施行について規定している第8条第1項中「指定をしている者」を「指定(法第25条の3の2第1項の指定の更新(以下「指定の更新」という。)を含む。)をした者」に改め、手数料について規定している第33条第1項第1号中「指定をするとき」を「指定(指定の更新を含む。)をするとき」に改め、給水装置の基準違反に対する措置について規定している第37条第1項中「第5条」を「第6条」に改めるものであります。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は、令和元年10月1日から施行するものであります。

以上で、議案第9号の説明を終わります。

議長(前田篤秀君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第9号遠軽町水道事業給水条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第10号

○議長（前田篤秀君） 日程第21 議案第10号遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

河本子育て支援課長。

○子育て支援課長（河本伸二君） 議案第10号遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正について御説明いたします。

提案理由につきましては、制限措置の対象となる行政サービス等を受ける際に納付の確認を行う町税等に、遠軽町保育所の給食費を追加するため、本条例を定めるものであります。

別紙をお開きください。

遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、参考資料の新旧対照表により御説明いたします。

新旧対照表をお開きください。

別表第1の第6項の次に第7項として、遠軽町保育所の給食費の徴収に関する規則に規定する給食費を追加し、以下、1項ずつ番号は繰り下がります。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は、令和元年10月1日から施行するものであります。

以上で、議案第10号の説明を終わります。

議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第10号遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 2 議案第 1 1 号

○議長（前田篤秀君） 日程第 2 2 議案第 1 1 号遠軽町公共下水道条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

大川水道課長。

○水道課長（大川寿雄君） 議案第 1 1 号遠軽町公共下水道条例の一部改正について御説明いたします。

遠軽町公共下水道条例の一部改正については、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に鑑み、排水設備工事指定業者の指定基準等を改正するため、本条例を定めるものです。

次のページ、別紙をお開き願います。

別紙は、遠軽町公共下水道条例の一部を改正する条例でありまして、改正の内容は、参考資料の新旧対照表により御説明いたします。

次のページの参考資料、遠軽町公共下水道条例新旧対照表をお開き願います。

指定の申請について規定している第 7 条の 2 第 3 項第 3 号中「エ」を「オ」に改め、指定の基準について規定している第 7 条の 3 第 5 号アの成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないものを破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に改め、第 7 条の 3 第 5 号エ中「ウ」を「エ」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの次にエとして精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者を加え、責任技術者の承認について規定している第 7 条の 5 第 1 号の成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないものを破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に改め、第 7 条の 5 第 2 号の次に第 3 号として、精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者を加え、第 7 条の 5 に第 2 項として責任技術者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該責任技術者が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となったときは、管理者にその旨を届け出なければならないを加えるものであります。

別紙に戻りまして、附則としまして、第 1 項の施行期日については、この条例は、令和元年 1 2 月 1 4 日から施行するものであります。

次に、附則、第 2 項の経過措置としまして、この条例による改正前の条例に基づき行われた処分その他の行為については、なお従前の例によると規定するものであります。

以上で、議案第 1 1 号の説明を終わります。

議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第11号遠軽町公共下水道条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第13号

○議長（前田篤秀君） 日程第23 議案第13号遠軽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

河本子育て支援課長。

○子育て支援課長（河本伸二君） 議案第13号遠軽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明いたします。

提案理由につきましては、児童福祉法の一部改正に伴い、引用条項を整理するため、本条例を定めるものであります。

別紙をお開きください。

遠軽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、参考資料の新旧対照表により御説明いたします。

新旧対照表をお開きください。

第24条第2項第2号は、児童福祉法第34条の20第1項第1号で里親等になれないものとして、成年被後見人又は被保佐人の規定がありましたが、里親等の適格性については個別判断とする内容に改正されたため、削除されたことで条項のずれが生じたので、改正するものであります。

別紙に戻りまして、附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上で、議案第13号の説明を終わります。

議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第13号遠軽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 4 議案第 1 4 号

○議長（前田篤秀君） 日程第 2 4 議案第 1 4 号工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

古賀情報管財課長。

○情報管財課長（古賀伸次君） 議案第 1 4 号工事請負契約の変更契約の締結について御説明いたします。

残土処分及びコンクリート打設に係る防寒養生のための費用の追加による設計変更に伴い、遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、工事請負契約の変更契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、平成 3 0 ・ 3 1 年度遠軽道の駅建設工事（建築主体）であります。

契約金額は、変更前、5 億 8, 7 5 2 万円。変更後、6 億 2 0 6 万 8, 6 0 0 円でありませ

す。契約の相手方は、管野・山口特定建設工事共同企業体。代表者、遠軽町丸瀬布東町 9 8 番地、株式会社管野組、代表取締役社長、管野浩太郎。構成員、遠軽町 1 条通南 2 丁目 3 番地 6、株式会社山口産商、代表取締役、山口正英であります。

この工事につきましては、平成 3 0 年 6 月 1 9 日議会の議決をいただき、同日契約を締結し、6 月 2 0 日から着工、令和元年 1 0 月 3 1 日の完成を予定しているところでありますが、残土処分及びコンクリート打設に係る防寒養生のための費用の追加による設計変更に伴い、契約金額、5 億 8, 7 5 2 万円を 1, 4 5 4 万 8, 6 0 0 円増の 6 億 2 0 6 万 8, 6 0 0 円に変更するものであります。

以上で説明を終わります。

議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第 1 4 号工事請負契約の変更契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 5 議案第 1 5 号

○議長（前田篤秀君） 日程第 2 5 議案第 1 5 号平成 3 0 年度遠軽町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

大川水道課長。

○水道課長（大川寿雄君） 議案第 1 5 号平成 3 0 年度遠軽町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明いたします。

平成 3 0 年度遠軽町水道事業会計未処分利益剰余金 6, 2 6 0 万 6, 2 5 9 円のうち、3, 0 0 0 万円を減債積立金として処分することにいたしましたので、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で、議案第 1 5 号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第 1 5 号平成 3 0 年度遠軽町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 6 議案第 1 6 号

○議長（前田篤秀君） 日程第 2 6 議案第 1 6 号平成 3 0 年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

大川水道課長。

○水道課長（大川寿雄君） 議案第 1 6 号平成 3 0 年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明いたします。

平成 3 0 年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金 1 億 1, 9 6 8 万 3, 0 7 6 円のうち 8, 0 0 0 万円を減債積立金として処分することにいたしましたので、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で、議案第 1 6 号の説明を終わります。

議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

《令和元年 9 月 2 4 日》

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第16号平成30年度遠軽町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第27 議案第17号から日程第29 議案第19号まで

○議長(前田篤秀君) 日程第27 議案第17号令和元年度遠軽町一般会計補正予算(第5号)、日程第28 議案第18号令和元年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、日程第29 議案第19号令和元年度遠軽町介護保険特別会計補正予算(第2号)、以上3件は関連がありますので、一括して議題します。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

堀嶋財政課長。

○財政課長(堀嶋英俊君) 議案第17号令和元年度遠軽町一般会計補正予算(第5号)について説明いたします。

令和元年度遠軽町一般会計補正予算(第5号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,312万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を171億7,405万5,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

継続費の追加は、「第2表継続費補正」により説明いたします。

地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

2款地方譲与税につきましては、3項森林環境譲与税に2,400万円追加し、総額を1億9,400万円とするものです。

10款地方特例交付金につきましては、1項地方特例交付金に1,975万1,000円を追加し、総額を2,675万1,000円とするものです。

13款分担金及び負担金につきましては、2項負担金を1,156万円減額し、総額を7,938万2,000円とするものです。

15款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金に1,839万5,000円を追加、2項国庫補助金を6,267万9,000円減額し、総額を12億4,483万9,000円とするものです。

16款道支出金につきましては、1項道負担金に832万4,000円を追加、2項道補助金に260万1,000円を追加し、総額を7億34万1,000円とするものです。

《令和元年9月24日》

17款財産収入につきましては、2項財産売払収入に37万7,000円を追加し、総額を9,016万2,000円とするものです。

18款寄附金につきましては、1項寄附金に480万6,000円を追加し、総額を595万2,000円とするものです。

19款繰入金につきましては、1項基金繰入金を121万5,000円減額し、総額を8億7,930万6,000円とするものです。

21款諸収入につきましては、5項雑入に1,642万6,000円を追加し、総額を2億3,094万円とするものです。

22款町債につきましては、1項町債に4,390万円を追加し、総額を38億3,250万円とするものです。

これにより、歳入合計171億1,092万9,000円に6,312万6,000円を追加し、総額を171億7,405万5,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。

次のページをお開き願います。

2款総務費につきましては、1項総務管理費に1,473万6,000円を追加、2項徴税費に119万円を追加し、総額を34億9,960万1,000円とするものです。

3款民生費につきましては、1項社会福祉費に132万3,000円を追加、2項児童福祉費に3,068万6,000円を追加し、総額を30億4,269万9,000円とするものです。

4款衛生費につきましては、1項保健衛生費に2,109万1,000円を追加し、総額を14億3,963万5,000円とするものです。

6款農林水産業費につきましては、1項農業費を700万円減額、2項林業費に105万円を追加し、総額を4億299万5,000円とするものです。

7款商工費につきましては、1項商工費に5万円を追加し、総額を19億6,903万4,000円とするものです。

これにより、歳出合計171億1,092万9,000円に6,312万6,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の171億7,405万5,000円とするものです。

次に、第2表、継続費補正について説明いたします。

継続費の追加につきましては、7款商工費1項商工費、道の駅遠軽森のオホーツク遊具施設等整備事業を継続費に追加するもので、総額5,227万2,000円、年割額、令和元年度2,090万9,000円、令和2年度、3,136万3,000円とするものです。

なお、当該事業は本年度中の執行を予定し、既定の予算に計上しているところですが、事業の実施年度を2カ年に分ける必要が生じたことから、継続費を追加するものです。

次に、第3表、地方債補正について説明いたします。

次のページをお開き願います。

地方債の追加につきましては、畜産担い手育成総合整備事業、限度額300万円を追加

するもので、起債の方法、利率、償還の方法は、それぞれ記載のとおりです。

地方債の変更につきましては、町民センター整備事業の限度額を6億6,640万円に、道の駅整備事業の限度額を13億3,680万円に、除雪機械整備事業の限度額を4,730万円に、小学校改修事業の限度額を3,380万円に、学校給食室改修事業の限度額を1,110万円に変更するものです。起債の方法、利率、償還の方法は、それぞれ補正前と変更はありません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明いたします。

12ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費6目企画費、企画一般経費284万円につきましては、旭川・紋別自動車道遠軽瀬戸瀬遠軽間開通記念事業負担金170万円、石北本線市町村支援金114万円を計上するものです。

移住定住促進事業100万円につきましては、東京圏からのUIJターンと、地域での就業を促進する移住支援事業補助金を計上するものです。

地域おこし協力隊事業259万円につきましては、協力隊員の配置に係る嘱託職員報酬130万9,000円、報酬職分社会保険料21万7,000円、費用弁償41万9,000円、消耗品費1万2,000円、燃料費3万円、自動車借上料25万5,000円、地域おこし協力隊活動費助成金34万8,000円を追加するものです。

14目諸費350万円につきましては、平成30年度事業の国費・道費の精算に係る税外収入還付を追加するものです。

15目基金運営費、基金運営事業480万6,000円につきましては、指定寄附金5件、20万円、ふるさと納税寄附金417件、460万6,000円により、まちづくり振興基金積立金を追加するものです。

2項徴税费1目税務総務費、税務総務一般経費119万円につきましては、町税の還付金に不足が見込まれるため、税収入還付金を追加するものです。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、介護保険事業39万6,000円につきましては、介護報酬改定等に係るシステム改修に伴い、介護保険特別会計繰出金を追加するものです。

2目障害者福祉費、障害者総合支援事業92万7,000円につきましては、障害福祉サービス等報酬改定などに伴う障害者福祉システム改修業務委託料を計上するものです。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費、子ども・子育て支援事業3,068万6,000円につきましては、10月からの幼児教育・保育の無償化に係る経費として、職員手当等84万2,000円、日々雇用職員賃金23万9,000円、費用弁償2万5,000円、消耗品費5万1,000円、印刷製本費3万1,000円、備品購入費88万円の事務費を計上するとともに、保育料算定に係る総合行政情報システム改修業務委託料624万8,000円、私立認定こども園等の無償化に係る施設型給付費負担金1,541万1,000

円、施設等利用給付負担金469万1,000円、町単独事業として私立認定こども園等の給食費が町立保育所の給食費と同水準になるよう、給食費の一部を補助する私立認定こども園等給食費補助金226万8,000円を計上するものです。

5目保育所費につきましては、財源の振替です。

4款衛生費1項保健衛生費5目診療所費、医科診療所運営事業2,109万1,000円につきましては、生田原診療所の平成30年度下期分に係る診療所運営費補助金を計上するものです。

6款農林水産業費1項農業費4目畜産業費、畜産担い手育成総合整備事業につきましては、当該事業に係る北海道の負担分が、市町村を経由しなくなったことにより700万円を減額するものです。

2項林業費1目林業振興費、森林経営管理事業105万円につきましては、森林環境譲与税を活用した森林整備促進の事業として、森林経営管理意向調査業務委託料を計上するものです。

7款商工費1項商工費3目観光費、観光協会助成事業478万2,000円につきましては、道の駅オープンに係るイベント経費として、観光協会補助金を追加するものです。

4目観光施設費、道の駅遠軽森のオホーツク整備事業につきましては、スキー場降雪機用の水量を保管するため、無償譲渡を受けた水槽車を使用する経費として、消耗品費40万7,000円、修繕料48万6,000円、車検及び構造変更等に係る手数料15万円、自動車損害保険料5万4,000円、自動車重量税25万2,000円を計上、スキー場山頂までの管理用道路改良についての必要性や、アクティビティ導入に当たっての園路整備等を検討するロックバレースキー場環境整備業務委託料599万5,000円を計上、ロックバレースキー場ゲレンデ拡幅整備工事に当たり、ゲレンデ拡幅の支障となる巨大な岩盤が出たことから、これを撤去するための費用として1,500万円を追加、道の駅遠軽森のオホーツク遊具施設等整備工事について、事業の実施年度を2カ年に分ける必要が生じたことから、既定の予算から継続費に組み替えるため3,136万3,000円を減額、道の駅への電気自動車充電器整備に当たり、国の補助金減額に伴い、整備及び運用に必要な電気自動車用充電器整備負担金428万7,000円を計上するものです。

8款土木費2項道路橋梁費2目道路橋梁維持費につきましては、財源の振替です。

10款教育費2項小学校費3目学校建設費につきましては、財源の振替です。

4項学校給食費1目小中学校給食費につきましては、財源の振替です。

次に、歳入について説明いたします。

8ページをお開き願います。

2款地方譲与税3項森林環境譲与税1目森林環境譲与税2,400万円につきましては、今年度より創設された森林環境譲与税の追加です。

10款地方特例交付金1項地方特例交付金2目子ども・子育て支援臨時交付金1,975万1,000円の追加は、幼児教育・保育の無償化に係る地方負担額について、税収で

手当てしきれない今年度分が、全額国費で補填されるものです。

13款分担金及び負担金2項負担金1目民生費負担金1,156万円の減額につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴い、保育所保育料1,126万円、へき地保育所保育料30万円をそれぞれ減額するものです。

15款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金1,839万5,000円につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴う施設型給付費負担金1,605万円、施設等利用給付負担金234万5,000円の追加です。

2項国庫補助金2目民生費国庫補助金76万7,000円につきましては、障害者福祉システム改修に係る障害者総合支援事業費補助金の追加です。

5目商工費国庫補助金につきましては、都市再生整備計画事業国庫補助金の交付決定による3,420万円の減額です。

6目土木費国庫補助金につきましては、除雪機械購入費交付金の交付決定による2,924万6,000円の減額です。

16款道支出金1項道負担金1目民生費道負担金832万4,000円につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴う施設型給付費負担金715万2,000円、施設等利用給付負担金117万2,000円の追加です。

2項道補助金1目総務費道補助金75万円につきましては、移住支援事業に係る北海道UIJターン新規就業支援事業補助金の追加です。

2目民生費道補助金935万1,000円につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴う事務費及び電算システム改修に係る子ども・子育て支援事業費補助金の追加です。

4目農林水産業費道補助金につきましては、地域草地基盤強化支援事業補助金750万円の減額です。

17款財産収入2項財産売払収入4目残余財産分配金37万7,000円につきましては、株式会社フォーレストパークの解散・精算に伴う残余財産分配金です。

18款寄附金1項寄附金2目指定寄附金20万円につきましては、社会福祉振興基金として4件、18万円、スポーツ振興基金として1件、2万円の指定寄附をいただいたものです。

3目ふるさと納税寄附金460万6,000円につきましては、417件のふるさと納税寄附金をいただいたものです。

19款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金につきましては、121万5,000円の減額です。

21款諸収入5項雑入5目過年度収入798万3,000円につきましては、30年度事業に係る国庫及び道負担金の精算受け入れによるものです。

6目雑入844万3,000円につきましては、（仮称）遠軽町民センター建設工事に係る二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金701万5,000円の追加及び保育所給食費142万8,000円の追加です。

《令和元年9月24日》

2 2 款町債 1 項町債 1 目総務債 2,540 万円につきましては、町民センター整備事業債の追加です。

3 目農林水産業債 300 万円につきましては、畜産担い手育成総合整備事業債の追加です。

4 目商工債 1,630 万円の減額は、ロックバレースキー場グレンデ拡幅整備工事分の追加及び道の駅遠軽森のオホーツク遊具施設等整備工事分の減額による道の駅整備事業債の減額です。

5 目土木債 2,190 万円につきましては、除雪機械整備事業債の追加です。

7 目教育債 990 万円につきましては、小学校改修事業債 760 万円の追加、学校給食室改修事業債 230 万円の追加です。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 高橋住民生活課長。

○住民生活課長（高橋静江君） 議案第 18 号令和元年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について御説明いたします。

令和元年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 79 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 22 億 7,247 万 6,000 円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

1 ページをお開き願います。

第 1 表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

4 款道支出金につきましては、1 項道補助金に 79 万 2,000 円を追加し、総額を 22 億 7,247 万 6,000 円とするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

次のページをお開き願います。

1 款総務費につきましては、1 項総務管理費に 79 万 2,000 円を追加し、総額を 22 億 7,247 万 6,000 円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から御説明いたします。

8 ページをお開き願います。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 79 万 2,000 円は、後期高齢者医療制度同様、減免期間の見直しに伴う国民健康保険システム改修業務委託料です。

次に、歳入について御説明いたします。

戻りまして 6 ページをお開き願います。

4 款道支出金 1 項道補助金 1 目保険給付費等交付金 79 万 2,000 円は、システム改修に係る経費について、全額国からの調整交付金により交付れさることとなっております。

《令和元年 9 月 24 日》

す。

以上で、議案第18号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 平間保健福祉課長。

○保健福祉課長（平間敏春君） 議案第19号令和元年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

令和元年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,327万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を20億2,942万2,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

4款国庫支出金につきましては、2項国庫補助金に39万6,000円を追加し、総額を5億1,715万2,000円とするものです。

8款繰入金につきましては、1項一般会計繰入金に39万6,000円を追加し、総額を3億2,461万5,000円とするものです。

9款繰越金につきましては、1項繰越金に3,248万6,000円を追加し、総額を3,248万7,000円とするものです。

これによりまして、歳入合計19億9,614万4,000円に3,327万8,000円を追加し、総額を20億2,942万2,000円とするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

次のページをお開き願います。

1款総務費につきましては、1項総務管理費に79万2,000円を追加し、総額を4,383万6,000円とするものです。

6款諸支出金につきましては、1項償還金及び還付加算金に3,248万6,000円を追加し、総額を3,269万6,000円とするものです。

これによりまして、歳出合計19億9,614万4,000円に3,327万8,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の20億2,942万2,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から御説明いたします。

8ページをお開き願います。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費79万2,000円につきましては、令和元年度介護職員のさらなる処遇改善を目的とした介護報酬改定及び消費税率引き上げによる区分支給年度基準額の引き上げに伴う介護保険システムの改修業務委託料の追加であります。

6款諸支出金1項償還金及び還付加算金3目償還金3,248万6,000円につきまし

では、平成30年度介護給付費等の確定に伴う介護給付費負担金等返還金の計上であり
ます。

次に、歳入について御説明いたします。

6ページをお開き願います。

4款国庫支出金2項国庫補助金4目介護保険事業費補助金39万6,000円につ
きましては、介護保険システム改修業務に対する介護保険事業費補助金の計上
であります。

8款繰入金1項一般会計繰入金4目その他一般会計繰入金39万6,000円につ
きましては、介護保険システム改修業務に対する事務費一般会計繰入金の追加
であります。

9款繰越金1項繰越金1目繰越金3,248万6,000円につきましては、平成30年
度介護給付費負担金等返還金充当による前年度繰越金の追加であります。

以上で説明を終わります。

議長（前田篤秀君） これより、一括上程しました議案3件の質疑を行います。

質疑は、上程の順により各案件ごとに行います。

これより、議案第17号の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、
歳出より各款ごとに行います。

2款総務費、12ページから15ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、3款民生費、16ページから19ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、4款衛生費、20ページから21ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、6款農林水産業費、22ページから25ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、7款商工費、26ページから27ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、8款土木費、28ページから29ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、10款教育費、30ページから33ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

2款地方譲与税、8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、10款地方特別交付金、8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、13款分担金及び負担金、8ページから9ページ。

- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（前田篤秀君） 次に、15款国庫支出金、8ページから9ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（前田篤秀君） 次に、16款道支出金、8ページから9ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（前田篤秀君） 次に、17款財産収入、8ページから9ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（前田篤秀君） 次に、18款寄附金、8ページから9ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（前田篤秀君） 次に、19款繰入金、8ページから9ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（前田篤秀君） 次に、21款諸収入、8ページから11ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（前田篤秀君） 次に、22款町債、10ページから11ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（前田篤秀君） 次に、第2表、継続費補正、3ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（前田篤秀君） 次に、第3表、地方債補正、4ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（前田篤秀君） これをもって、議案第17号の質疑を終わります。
次に、議案第18号の質疑を行います。
質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。
1款総務費、8ページから9ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。
4款道支出金、6ページから7ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（前田篤秀君） これをもって、議案第18号の質疑を終わります。
次に、議案第19号の質疑を行います。
質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。
1款総務費、8ページから9ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（前田篤秀君） 次に、6款諸支出金、10ページから11ページ。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

4款国庫支出金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、8款繰入金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、9款繰越金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、議案第19号の質疑を終わります。

以上で、議案3件の質疑を終わります。

これより、一括上程しました議案3件を採決いたします。

採決は、上程の順により各案件ごとに行います。

これより、議案第17号令和元年度遠軽町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号令和元年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号令和元年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

10分まで、暫時休憩します。

午後 1時57分 休憩

午後 2時09分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

◎日程第30 認定第1号から日程第36 認定第7号まで

《令和元年9月24日》

○議長（前田篤秀君） 日程第30 認定第1号平成30年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第31 認定第2号平成30年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第32 認定第3号平成30年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第33 認定第4号平成30年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第34 認定第5号平成30年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第35 認定第6号平成30年度遠軽町水道事業会計決算認定について、日程第36 認定第7号平成30年度遠軽町下水道事業会計決算認定について、以上7件は関連がありますので、一括して議題とします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

伯谷会計管理者。

○会計管理者（伯谷和昭君） 地方自治法第233条第3項の規定による平成30年度遠軽町各会計の決算認定につきまして、認定第1号平成30年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第5号平成30年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの5会計の決算概要について説明いたします。

説明資料につきましては、お手元の赤番4、5及び7から9までの5冊でございます。赤番4は一般会計及び特別会計におけます歳入歳出決算書並びに地方自治法施行令の規定に基づきます歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書、赤番5は歳入歳出決算概要説明書、赤番7は地方自治法の規定に基づきます歳入歳出決算に係る主要な施策の成果説明書となっております。

次に、地方自治法の規定に基づく監査委員の意見書として、赤番8は歳入歳出決算審査意見書、赤番9は基金運用状況審査意見書であります。

それでは、認定第1号平成30年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

赤番4、歳入歳出決算書をごらん願います。

決算書の1ページから4ページは、歳入に係る款及び項における決算額になります。

4ページをお開き願います。

4ページ左列、収入済額の歳入合計、153億7,480万3,389円。

右列、不納欠損額合計、331万7,752円。

収入未済額合計、2億3,769万5,241円。

なお、一般会計及び各特別会計におけます収入未済額及び不納欠損額の内訳は、赤番5、歳入歳出決算概要説明書の19ページから27ページ、5、町税等収入未済額比較表及び6、収入未済額調書、7、不納欠損額調書に記載してございます。後ほどごらん願います。

決算書に戻りまして、5ページから8ページは、歳出に係る款及び項における決算額になります。

8ページをお開き願います。

《令和元年9月24日》

8ページ、左列、支出済額の歳出合計は146億1,086万9,213円。

翌年度繰越額合計、10億7,510万2,000円。

不用額合計、7億4,795万8,787円。

7ページ、欄外に記載の歳入歳出差引残額7億6,393万4,176円、このうち3億7,700万円は、地方自治法の規定により財政調整基金に繰り入れたものであります。

次に、歳入歳出決算事項別明細書につきまして、詳細説明は省略をさせていただきますが、9ページから208ページまで、歳入歳出それぞれ各節まで記載をしておりますので、後ほどお目通しのほどお願いいたします。

続きまして、実質収支に関する調書について、209ページをお開き願います。

209ページの表中、5、実質収支額は7億5,367万2,000円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は3億7,700万円であります。

続きまして、認定第2号平成30年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

決算書の210ページをお開き願います。

210ページ、211ページは歳入に係る決算額で、211ページ、収入済額歳入合計は21億6,999万5,090円。

不納欠損額合計、331万7,034円。

収入未済額合計、7,221万3,924円。

212ページをお開き願います。

212ページ、213ページは歳出に係る決算額となり、213ページ、支出済額の歳出合計は21億6,844万2,507円。

翌年度繰越額合計、ゼロ円。

不用額合計、1億6,561万8,493円。

212ページ、欄外に記載の歳入歳出差引残額、155万2,583円であります。

次に、歳入歳出決算事項別明細書、214ページから239ページまでにつきまして、詳細説明は省略させていただきます。

次に、実質収支に関する調書につきまして、240ページをお開き願います。

240ページ表中、5、実質収支額は155万2,000円であります。

次に、認定第3号平成30年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

241ページをお開き願います。

241ページ、242ページは歳入に係る決算額で、242ページ、収入済額、歳入合計3億2,375万1,976円。

不納欠損額合計、9万1,800円。

収入未済額合計、102万円。

《令和元年9月24日》

243ページをお開き願います。

243ページ、244ページは歳出に係る決算額で、244ページ、支出済額、歳出合計3億2,192万5,722円。

翌年度繰越額合計、ゼロ円。

不用額合計、315万9,278円。

243ページ、欄外に記載の歳入歳出差引残額、182万6,254円であります。

次に、歳入歳出決算事項別明細書、245ページから254ページまでにつきまして、詳細説明は省略させていただきます。

次に、実質収支に関する調書につきまして、255ページをお開き願います。

255ページ表中、5、実質収支額は182万6,000円であります。

次に、認定第4号平成30年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

決算書の256ページをお開き願います。

256ページ、257ページは歳入に係る決算額で、257ページ、収入済額、歳入合計18億9,298万8,486円。

不納欠損額合計、24万4,800円。

収入未済額合計、367万6,798円。

258ページをお開き願います。

258ページ、259ページは歳出に係る決算額です。259ページ、支出済額、歳出合計17億9,744万9,264円。

翌年度繰越額合計、ゼロ円。

不用額合計、1億6,114万3,736円。

258ページ、欄外に記載の歳入歳出差引残額、9,553万9,222円であります。

次に、歳入歳出決算事項別明細書、260ページから281ページまでにつきましては、詳細説明は省略させていただきます。

次に、実質収支に関する調書につきまして、282ページをお開き願います。

282ページ表中、5、実質収支額は9,553万9,000円であります。

次に、認定第5号平成30年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

決算書の283ページをお開き願います。

283ページ、284ページは歳入に係る決算額で、284ページ、収入済額の歳入合計4,768万2,383円。

不納欠損額及び収入未済額の合計は、ともにゼロ円。

次に、285ページをお開き願います。

285ページ、286ページは歳出に係る決算額です。286ページ、支出済額の歳出合計4,626万7,874円。

《令和元年9月24日》

翌年度繰越額の合計、ゼロ円。

不用額の合計、126万1,126円。

285ページ、欄外に記載の歳入歳出差引残額は141万4,509円。

次に、歳入歳出決算事項別明細書、287ページから294ページまでにつきまして、詳細説明は省略させていただきます。

次に、実質収支に関する調書につきまして、295ページをお開き願います。

295ページ表中、5、実質収支額は141万4,000円であります。

次に、296ページから304ページは、平成30年度財産に関する調書で、公有財産、物品、債権及び基金について記載しています。詳細については省略させていただきます。

次に、別冊赤番5、平成30年度遠軽町一般会計、特別会計歳入歳出決算概要説明書をごらん願います。

1ページをお開き願います。

1ページは、会計別決算額総括表でございます。

2ページから10ページは、各会計別の歳入・歳出款別決算額比較表で、各款における決算額について、前年度と比較したものでございます。

11ページから18ページは、各款の中で節の占める金額及び比率で、会計ごとに歳出の款ごとの節別内訳です。

次に、19ページは、町税等収入未済額比較表で、税目ごとに現年度及び滞納繰越に係る未収額について、前年度と比較したものです。

20ページから23ページは収入未済額調書で、町税以外の収入未済額の内訳です。

24ページから27ページは不納欠損額調書で、平成30年度における不納欠損額の年度別内訳です。

28ページから29ページは、給与費決算調書で、各項における給与費の内訳です。

30ページ、31ページは、公債費に関する調書で、各会計の起債の状況について、目的別及び借入先別に分類したものです。

32、33ページは基金に関する調書で、財政調整基金から介護給付準備基金までの10基金の内訳です。

33ページ、決算年度末現在高（J）の現金は、87億5,372万2,986円。また、本年5月末現在高（Q）ですけれども、97億4,385万5,915円となっております。

次に、平成30年度定額運用基金運用状況につきまして、34ページは土地開発基金運用状況、35ページは奨学資金貸付基金運用状況、36ページは旭川医科大学医師養成確保学資金貸付基金運用状況の内訳になっています。

次に、目的税の使途につきまして、37ページは入湯税及び都市計画税、38ページから39ページは、引き上げ分に係る地方消費税の内訳になっています。お目通しをお願い

いたします。

その他、お手元の資料、赤番7、各会計の事務事業における主要な施策の成果説明書、赤番8、各会計の決算審査における監査委員の意見書、赤番9、基金運用状況審査における監査委員の意見書につきましては、詳細説明を省略させていただきますので、お目通しのほどよろしく願いいたします。

以上で、平成30年度遠軽町一般会計及び各特別会計の決算認定につきまして、説明を終わらせていただきます。

○議長（前田篤秀君） 大川水道課長。

○水道課長（大川寿雄君） 地方公営企業法第30条第4項の規定による平成30年度遠軽町企業会計の決算認定につきまして、認定第6号平成30年度遠軽町水道事業会計決算認定についてと認定第7号平成30年度遠軽町下水道事業会計決算認定についてを御説明いたします。

説明資料につきましては、お手元の赤番6、平成30年度遠軽町企業会計決算書と赤番11、地方公営企業法に基づく監査委員の意見書としての平成30年度遠軽町企業会計決算審査意見書であります。

初めに、認定第6号平成30年度遠軽町水道事業会計決算認定について御説明をいたします。

赤番6をごらん願います。

1ページから4ページまでは、平成30年度遠軽町水道事業決算報告書で、収益的収入及び支出と資本的収入及び支出のそれぞれの予算額、決算額等を記載しております。

1ページは収益的収入及び支出の収入で、第1款水道事業収益は、第1項営業収益と第2項営業外収益を合わせて決算額5億4,430万2,803円です。

2ページ、お開き願います。

2ページは支出で、第1款水道事業費用は、第1項営業費用から第3項予備費まで合わせまして決算額4億7,781万3,995円です。

3ページは資本的収入及び支出の収入で、第1款資本的収入は、第1項企業債から第5項工事負担金までを合わせて、決算額4億6,008万8,400円です。

4ページは支出で、第1款資本的支出は、第1項建設改良費と第2項企業債償還金を合わせて、決算額6億3,877万6,534円です。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億7,868万8,134円は、過年度分損益勘定留保資金1億3,879万5,896円、減債積立金2,000万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,989万2,238円で補填したところであります。

次に、財務諸表ですが、5ページの損益計算書で当年度純利益は3,262万8,783円となっております。

6ページは剰余金計算書、7ページは剰余金処分計算書です。

《令和元年9月24日》

8ページから12ページは、平成31年3月31日現在の貸借対照表です。

13ページからは決算附属書類として、事業報告書、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、資本的収支明細書、固定資産明細書及び企業債明細書を掲載しております。個々の説明は省略させていただきますので、お目通しのほどお願いいたします。

続きまして、認定第7号平成30年度遠軽町下水道事業会計決算認定について御説明いたします。

36ページをお開き願います。

36ページから39ページまでは、平成30年度遠軽町下水道事業決算報告書で、収益的収入及び支出と資本的収入及び支出のそれぞれの予算額、決算額等を記載しています。

36ページは収益的収入及び支出の収入で、第1款下水道事業収益は、第1項営業収益と第2項営業外収益を合わせて、決算額10億2,711万2,196円です。

37ページは支出で、第1款下水道事業費用は、第1項営業費用から第3項予備費までを合わせて、決算額9億2,530万9,150円です。

38ページは資本的収入及び支出の収入で、第1款資本的収入は、第1項企業債から第5項工事負担金までを合わせて、決算額4億1,898万3,150円です。

39ページは支出で、第1款資本的支出は、第1項建設改良費と第2項企業債償還金を合わせ、決算額7億6,275万6,436円です。

なお、建設改良費6,100万円を地方公営企業法第26条の規定により、翌年度に繰り越しております。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億4,377万3,286円は、過年度分損益勘定留保資金1,853万5,419円、当年度分損益勘定留保資金2億2,635万7,740円、減債積立金8,000万円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,605万4,484円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額282万5,643円で補填したところです。

次に、財務諸表ですが、40ページの損益計算書では、当年度純利益が9,520万7,823円となっております。

41ページは剰余金計算書、42ページは剰余金処分計算書です。

43ページから47ページは、平成31年3月31日現在の貸借対照表です。

48ページからは決算附属書類として、事業報告書、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、資本的収支明細書、固定資産明細書及び企業債明細書を掲載しています。個々の説明は省略させていただきますので、お目通しのほどお願いいたします。

その他お手元の資料、赤番11の遠軽町企業会計決算審査意見書につきましては、詳細説明を省略させていただきますので、お目通しのほどお願いいたします。

以上で、平成30年度遠軽町水道事業会計及び遠軽町下水道事業会計の決算認定についての説明を終わります。

◎決算審査特別委員会設置の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

一括上程しました平成30年度決算認定7件につきましては、議長並びに議会選出監査委員を除く全議員による決算審査特別委員会を設置し、この委員会に付託をし、会期中の審査としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、平成30年度決算認定7件につきましては、議長並びに議会選出監査委員を除く全議員による決算審査特別委員会を設置し、この委員会に付託をし、会期中の審査とすることに決定いたしました。

○議長（前田篤秀君） 暫時休憩します。

午後 2時31分 休憩

午後 2時59分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に、決算審査特別委員会が開催され、委員長に11番佐藤議員、副委員長に阿部議員が選出されましたので御報告いたします。

◎延会宣告

○議長（前田篤秀君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これをもって延会とします。

午後 3時00分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 河 井 篤 秀
署 名 議 員 秋 元 直 樹
署 名 議 員 今 村 則 義